

# 淀川水系流域委員会 第58回委員会

## 議事録（確定版）

日 時	平成19年 8月29日（水） 午後 4時 1分 開会 午後 7時44分 閉会
場 所	京都市勧業館みやこめっせ B1F 第1展示場 A面

午後 4時 1分 開会]

1. 開会

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

定刻になりましたので、これより淀川水系流域委員会第58回委員会を開催いたします。本日の出席委員は16名出席されておりまして、定足数の13名に達しておりますので、委員会として成立しておりますことをまずご報告させていただきます。

司会進行は委員会庶務・近藤が担当させていただきます。よろしくお願いいたします。審議に入ります前に配付資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。

まず、配付資料でございますが、資料はお配りしました袋に入れてあります。黄色い「発言にあたってのお願い」、「議事次第」、「配付資料リスト」とありまして、右肩に番号がついている資料、報告資料1、審議資料1-1、1-2、審議資料2、審議資料3、審議資料4、その他資料、参考資料1の合わせて8点が入っております。ご確認いただきまして、不足資料等ございましたら庶務までお申し出ください。

なお、参考資料1「委員および一般からのご意見」につきましては、前回の委員会であります8月9日に開催いたしました、第57回委員会以降に委員会あてに寄せられた意見を整理しております。

続きまして、発言に当たってのお願いでございますが、発言をいただく際は「発言にあたってのお願い」を、黄色の紙でございますが、ご一読いただきまして、発言する際は必ずマイクを通し、お名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。

それから、一般傍聴の方へのお願いでございますが、一般傍聴の方にも発言の時間を設けております。審議中の発言はご遠慮をお願いしたいと思います。円滑な審議にご協力をお願いいたします。なお、携帯電話につきましては音の出ないように、設定等をお願いいたします。

それでは、宮本委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

皆さんこんにちは。宮本でございます。一般傍聴の方々、たくさんお集まりいただきましてありがとうございます。また、委員の方々、お忙しい中お集まりいただきまことにありがとうございます。

いよいよといたしますか、とうとうと申しますか、昨日近畿地方整備局の方から河川整備計画の原案が発表されました。委員会のメインの目的はそれに対する意見を申し上げるということでございますので、我々委員会といたしましてはきっちりと説明をお受けいたしたいと思っております。そして、できるだけ早期に意見を出すということでございまして、いたずらに議論のための議論を重ねると

いうことは避けたいと思っておりますので、ぜひ河川管理者の皆様方は誠実に、そして逃げないでしっかりと説明責任を果たしていただきたいと冒頭に申し上げたいと思っております。

それで、きょうの議事内容でございますけれども、お手元に議事次第がございます。まず、報告を簡単にさせていただいた後審議に入るわけでございますけれども、昨日提出されました整備計画の原案について、これはこれから十分時間をとって説明されると思いますけれども、まずはどういった内容かをご説明いただきまして、それからその原案の今後の説明の内容といたしますか項目、そしてそれに必要な所要時間を河川管理者の方からお聞きしたいというふうに思っております。

そして、それをもとに3)でございますけれども、今後の審議の進め方について審議をしてみたいと思っております。

そしてあと、残りの時間で淀川水系の現状と課題について、河川管理者側あるいは委員の方から、それぞれ説明といたしますか、行いまして、その他ということで進めてまいりたいと思っておりますので、これから3時間、7時半まででございますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、早速でございますけれども、庶務の方から2の報告ということで、簡単にご説明をお願いいたします。

## 2. 報告

### 1) 前回委員会以降の会議開催経過について

#### ○庶務（日本能率協会総研 前原）

はい。庶務の前原でございます。これより第57回委員会以降の会議開催経過についてご報告申し上げます。

お手元の報告資料1をご参照ください。まず、第57回委員会の報告でございます。2007年8月9日の9時半より大阪会館にて開催されました。委員会では、委員長の選出、流域委員会の任務、河川整備計画の構成、今後の進め方などについて審議がなされました。

決定事項でございます。委員の互選によりまして、流域委員会委員長に宮本博司委員が選任されました。また、宮本委員長の指名により、副委員長には川上聡委員、山下淳委員の2名が選任されました。

運営会議については、これまでと同様に開催されることになり、当面は委員長と副委員長の3名で行われることが決定いたしました。

続きまして、第87回運営会議の報告でございます。8月18日の18時よりぱるるプラザ京都にて開催されました。

決定事項でございます。①まず今後の委員会の開催予定について討議が行われました。②現地視察については一般参加が承認されました。③運営会議の構成メンバーについては、委員はだれでも参加することができ、発言も可能とすることとなりました。また、一般の傍聴については、第58回委員会にて諮ることが決定いたしました。④そのほかメーリングリストの開設及びホームページリニューアル案が承認されました。最後に現地視察についてですが、8月24日には高時川から琵琶湖を回るルート、8月27日には猪名川から淀川を回るルートで行われました。

以上でございます。

#### ○宮本委員長

はい、ありがとうございます。それでは早速審議に入りたいと思うんですけども、今庶務の方から報告がございました8月18日に開催いたしました運営会議で、1点委員会で諮るということがございましたので、それについてまず簡単に皆さん方のご意見をお伺いして決定したいと思えます。

それは、この今報告されました5ページの③の運営会議の出席及び傍聴についてということでございます。その2つ目のポツでございますけれども、運営会議に一般の方々が傍聴を希望されております。そういう要望がございました。これについて、運営会議で議論いたしまして、運営会議を傍聴していただくことは可能ではないか、いいのではないかということになりましたが、ただし大変そのスペースの関係もございますので、傍聴希望の方は申し込んでいただいて、人数を制限した上で運営会議についても一般の方に傍聴していただくということについてはいかがかというふうなことになりました。これについて委員会の方でそれでいいかどうかお諮りしたいと思います。

何か委員の方々で今の点でご意見はございますでしょうか。もう一度言いますと、運営会議について一般住民の方については、人数制限をご了解した上で傍聴が可能とするような案でございます。ご意見、どうぞ、はい。

#### ○田中委員

田中です。可能であれば公開の原則という意味からも公開していただいたらありがたいと思うんですが、ただ、おっしゃったように、やはり狭い場所や、そのときの状況によっては人数がふえたりする可能性がありますので、それは少し条件をつけていただいて、していただければいいと私は思っております。

#### ○宮本委員長

ほかにご意見はございますでしょうか。どうぞ。

○本多委員

本多です。私も賛成でございます。ただ、ちょっとわからないことがあるのですが、実はきょうのこの委員会の前に事前会議というのがありましたけれども、事前会議というのは運営会議のことなんですか。何かいろいろ名前がついてしまうとわからなくなりますので、運営会議なら運営会議ということにして、傍聴可能ということにすればいいのではないかと思います。

以上です。

○宮本委員長

委員会の前にはきょうの議事をどうするかということについての流れを確認するというので事前会議を開いております。これはあくまでも事前会議であって運営会議ではございませんので、先ほど言いましたのはあくまでも運営会議の方でございます。

それでは、皆さん特にご意見がなければそのようにさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それからもう1点、これはもう既に運営会議の方で決定したことでございますけれども、念のために申し上げますと、現在運営会議のメンバーは委員長と副委員長2人ということで3名になってございます。3名が基本的な構成員なのでございますけれども、できるだけ委員の方、もしお時間許す方がおられましたら、運営会議にも出ていただいて、そしてご意見もいただきたいということでございます。これは、いわゆる運営会議の運営の一環ということでそういうふうさせていただきますので、皆様方のご協力をお願いしたいというふうに思います。

3. 審議

1) 淀川水系河川整備計画原案について

○宮本委員長

それでは、報告については以上で終わります、次に審議に入りたいと思います。

1つ目でございます。淀川水系河川整備計画の原案について、その概要を河川管理者の方から簡単に説明をお願いしたいと思います。ただし、1つだけお願いしたいのは、今回出されました原案が既に出ておりました基礎案と大きく違う点はここだけということだけは、この説明の中でお願いしたいというふうに思います。それでは、河川管理者、お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

近畿地方整備局河川調査官の井上です。よろしくお願いいたします。それでは、座って説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料の中に審議資料1-1、1-2がございますが、1-2、この

対比表、比較表にあわせまして補足資料を用意させていただいております。

それから、資料番号はふっておりませんが、昨日記者発表したときの資料といたしまして、右肩に平成19年8月28日、国土交通省近畿地方整備局淀川水系河川整備計画原案についてというのがございますので、この4つの資料で簡単にご説明いたします。

まず、この記者発表資料のところの2枚目でございますけれども、めくっていただいて、今回の原案の位置づけということがございます。

私どもはこの原案というものは、これをご提示して、このまま最後まで押し通すという意味ではなくて、これから審議していただいて内容を充実させていくというためのたたき台としてご用意させていただいたものでございます。私どもとして、今後皆様方にご説明するとき、これのもとになるものということ、それからこの学識者の皆様、流域委員会を通じていただくご意見、あるいは住民の方からいただくご意見、自治体の長からいただくご意見、これをお聞きするために、まずはこういうふうな考え方をお示しするものでございます。なお、中身につきましては、この原案中に十分にまとめ切れてないものもございますので、これにつきましてはこの審議等いろいろなご意見をお伺いする中で詰めていきたいということでございます。ですから、引き続き内容につきまして、皆様方ともキャッチボールをしていきたいというふうに思っております。

それから、最終的な整備計画の仕上がりといたしまして、次のページ、河川管理者のスタンスにございますように、この今の中ではどういうメニューをやるのかというのが書いてありますが、整備順序あるいはその個別の目標の年次というものは記述されておりましたが、今後可能な限りそれを記述していきたい。それから、個別の整備内容についても整備シートを作成していきたい。また、各分野、機能別に分かれているといった整理だけではなくて、地域、例えば地域といった視点から見たときにどのような形になっているのかということで、横断的なメニューの整理ということも考えたいと思っております。

それから、原案の中に何々を検討するというふうに記述しているものがございますが、この「検討する」は、今後検討するものも含まれておりますけれども、この整備計画の策定までにこの検討するという内容を具体化できるものもございますので、そういうことは今後の審議の過程等を踏まえまして対処してまいりたいというふうに考えております。

それから、めくっていただきまして、最後にカラー刷りのところがございます。ここに全体の概要がございますが、大きく「整備の目標と施策メニュー」ということで、今後おおむね20から30年間の目標の中でどういうことを達成していこうかということ6つの項目にまとめて書いてあります。

先ほど委員長からご紹介がございましたように、この中で見ますと、①から⑥の中で、大きく今回変わっておりますのが、③の治水・防災のところでございます。目標の中にも書いてあります、上中下流のバランスを確保して戦後最大洪水を安全に流下させるということ。この点につきましては今回新しく項目がつけ加わっているわけございまして、この原案の章立ての中にもこれは独立して明示させていただいております。

そういった観点から、この治水対策として、右側でございますような整備メニューというのが、幾つか提示させていただいているところでございます。それから、洗堰の全閉解消に向けての操作規則の見直しであるとか、そういったものもこれまでの議論に加えてつけ加えているものでございます。その他③、治水防災以外の①、②、④、⑤、⑥、これにつきましては、新しく内容としてつけているものとか、修正になっているものもございすけれども、それは個別の説明の中でまたその違いをご説明していきたいというふうに思っております。

それで、対比表、比較表でございます。審議資料1-2を見ていただきたいと思っております。それを1枚めくっていただいて、構成の違いでございます。内容というか構成の違いについても少しご説明をしたいと思います。

これまで、右側にあります基礎案というのは1章で流域の概要、2章が現状の課題以下このような割り振りでございましたが、これは、私ども今回の原案につきましては、最初に基本的な考え方という、基礎案の3章にあるものをまとめたような形で前に提示させていただいております。その後流域の概要、現状の課題ということが続きまして、4章におきまして整備の方針と具体的な整備内容ということで、基礎案ではこの2つの章に分かれていたものを、その考え方の方針というものと整備内容をあわせて整理するという形で提示させていただいているところでございます。

また、最後でございますけれども、この整備の計画の作成に当たって目指すことということで、私どもの考えにつきましては記者発表資料のところにもご用意させていただいておりますし、また、今回2年前の17年7月に出しました5ダムの方針との関係につきましては、その2年間の、この間のいろいろ状況の変化を経まして、どういうふうな対応になっているかにつきましても、この資料の中に記述させていただいております。

以上でございます。

## 2) 原案説明の内容と所要時間について

### ○宮本委員長

はい、ありがとうございました。簡潔に説明していただきましてありがとうございました。

それでは、引き続きまして、いよいよこれから、この委員会において、内容につきましては説明

を受けるわけでございますけれども、こういった説明の中身をどれぐらいの時間で説明していただくのかということで、これは、8月22日に河川管理者の方から委員会側に提示されたものでございます。これについて河川管理者の方からご説明をお願いしたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

河川調査官の井上でございます。引き続き説明申し上げます。

お手元でございます審議資料2についてご説明いたします。左側の項目といたしまして、「現状の課題」「治水・防災」「利水」「利用、維持管理、関連施設」「河川環境」というふうな形で、今回の項目にもある内容について、その中の概要につきまして、真ん中の方に記述してございます。

まず、この中で少しご説明が必要だと思いますので、この項目だけでなく、少し内容に踏み込みたいと思っております。今回発表の中で特にご関心のあるダムのことについてでございますけれども、治水・防災のところに「治水対策（河川改修やダム）」ということで、治水上の必要性からダムがどういうふうに浮かび上がっているのかということについてはここに記述しております。

それから、治水・防災の2行目の「各事業計画等」、この中にも各ダムごとのダムの諸元であるとか、それぞれの効果がどのようになるのかということにつきましても、この中でご説明したいというふうに考えております。

それから、利水に移りまして、利水の1つ目のところでございますけれども、「水需給が逼迫している地域の対策等」というところで、新規水源を確保するということにつきまして、今回の関連している利水関係の2つのダムにつきましては、この中でもご説明したいと考えております。

それから、その下の行の「渇水時の対応」というところで、異常渇水対策としてのダムを考えております丹生ダムのことについてもここで触れたいと考えております。

それから、「利用、維持管理、関連施設」の中で、維持管理として今後ダムの堆砂問題を考えるときの、ダムの長寿命化の話につきましては、この維持管理の項目の中で川上ダムのお話をさせていただきたいと考えております。

それから、ダムにつきましては地域への影響であるとか、自然に対する影響もございまして。それにつきましては「河川環境」のところの「生物の生息・生育環境、景観に配慮した工事の施行等」と、この中でダムの関係の環境対策、環境問題につきましてご説明を申し上げたいということで、ダムにつきましてはダム一つ一つでそれぞれで横断的ではなくて、それぞれの機能の中でご説明させていただくということを考えているところでございます。

それから、説明時間につきましては、右側でございますように各項目に関しまして大まかに概算で見積もったところでございます。これを単純に足し合わせますと15時間かかるというところでご



ございます。一方で、私ども、委員会の方々にご就任上がるときに、少なくとも月に1回から2回とお願ひしていた経緯に対して、この説明時間というところで、若干整合がとれない部分があるのではないかというふうなご疑念もあると思いますけれども、私どもこの15時間という中には、これだけは説明するという内容のもの以外にも、いろいろ質疑応答の結果ご説明をしなくてはならないという内容のものも説明の時間の中に含めております。

なお、また事前に資料をお示しするなど、説明の時間につきましては、説明しなければならない内容につきましてはきちっとご説明しまして、あと審議をさせていただく中で回答していただくということで効率化を図ることも考えております。

そういうことで、15時間というふうなことでご提示させていただいておりますけれども、これにつきましても極力時間の短縮を図って、例えば15時間かかるところを10時間程度で納めるなど、そういう工夫も我々としても取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

### 3) 今後の審議の進め方について

#### ○宮本委員長

ありがとうございました。今の河川管理者の説明に対する質問とかがあると思うんですけども、これは全部次の審議事項の「今後の審議の進め方について」に絡むものでございますので、そちらの方で質問等についてはしていきたいと思っております。

それで、実は今河川調査官の方からも若干ご説明があったのですがけれども、委員の皆さん方に、ちょっと今までの審議の進め方についてのごたごたがございまして、それについて私の方からご説明したいと思っております。

先ほど報告がございましたけれども、8月18日の運営会議におきまして、実は9月の5日から9月いっぱい5回の、いわゆる委員会を開催するというふうなことを、その場で一応決めたという経過がございます。

それは、第1回の委員会において河川管理者の方から12月には意見をいただきたいというふうな、努力目標ではあるが、そういうふうなことがございました。そういうことを受けて、できるだけ委員会としても精力的に委員会を開催して審議を進めたいと。

なお、それから、河川管理者側からは説明は週1回程度であれば対応できるというふうな話もございまして、週1回程度ということで、なお委員の皆さん方にも、大変お忙しいということで、委員会の開催日程を早く決めておく必要があるだろうということで、9月中でできるだけ多くの委員が出席できる日時ということで、5つの委員会の日時を設定したわけでございます。

そうしたわけでございますけれども、現地視察の後の意見交換会、あるいは個々の委員の皆さん方からの意見が庶務等に入ってまいりまして、先ほど河川調査官がおっしゃいましたように、もともと河川管理者から委員の依頼を受けたときには、月に1回あるいは2回程度だという依頼があったと。それに対して今回、例えば9月で5回も委員会を開催するというのは対応できないと。決してこれは、それぞれの委員の方々が、たくさん出席するのが嫌だということではなしに、できるだけ委員になったからには数多くの委員会に自分たちは出席したいんだと、そういうことを考えると、9月でたくさん委員会を設定するということが、なかなか自分たちとしても出席できないので、これについてはもう一度考え直してほしいというようなご意見がございました。

そういうことで、きょうのこの3つ目の審議でございますけれども、今後の進め方ということについて、1つは、河川管理者側から12月に意見をいただきたいということがあったということ。それから、委員要請のときに月に1回、せいぜい2回というふうな要請があったということ。そして、今の井上調査官の方からは、15時間丸々ではないかもしれないです、もう少しそれは短縮するかもしれないということではございますけれども、説明に対して、約15時間は要りますよというふうな話があったということ。

こういう今与えられている条件のもとで、この委員会をどういう頻度でどういう進め方でやっていけばいいかということについて、実はこの運営会議の中でこの3役でも、なかなかその解が見いだせないということで、率直に皆様方のご意見を今日はお伺いして、できればその方針について決めていきたいと思っているところでございます。そういう趣旨でございますので、今後の審議の進め方についてということで、それぞれの委員の方々から忌憚ないご意見をいただきたいと思っております。

どなたからでも結構なんで、ご意見をお願いいたします。本来なら、きのう原案がもう出ましたから、早速原案についてびしびし説明を受けて議論したいんですけども、やはりこの審議の進め方をきちっと、委員なり、あるいは河川管理者なり、あるいは皆さん、住民の方々と共有しておかないと、後で何となく、なし崩し的に説明を受けていて、何かどないになったんだという話になると困りものですから、この審議の進め方については、冒頭にできるだけみんなでも共有したいということでございます。

どなたからでも結構なのでよろしくをお願いいたします。はい。

#### ○竹門委員

竹門です。実際私が出席できる機会が5回のうち2回しかないんですけども、要望としては、できれば日程調整の段階で候補日にもう少し、巾を持たせて出席できる人を増やす努力もしていた

だきたいというのが1点ですね。

それが無理な場合、この5回について前もってどういう順番で、何をどう説明するかといったスケジュールをなるべく早目に提示いただいて、個々の説明については補完するチャンスがあればありがたい。そうすればもし出席できなくても、前もってきょうは私はここの部分が説明されているんだなということになれば、そこを集中的に読ませていただいき、質問等をすることによって、委員会の進行におくれのないようにしていくということができるのではないかと思います。そういったきめ細かな情報の提示を、できれば早目早目にさせていただければと思います。

**○宮本委員長**

はい、ありがとうございます。先ほどの河川管理者が説明された原案に対する説明内容と説明時間に対する質問も含めて、何かございましたらご意見をお願いいたします。どうぞ。

**○水山委員**

水山です。これは79ページあるんですかね、具体的な数字のほとんど入ってないこの程度のものなら、3時間もあればできるんじゃないですか。

**○宮本委員長**

そういうご意見ですけれども、この河川管理者が出された説明内容というのは、この80ページを説明するという事なんですか。

**○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）**

私どもは、今委員の方からご指摘がございましたように、今度の説明につきましては、その量的なものにつきましても、なぜこういうふうな形で出てきたのかにつきましても、説明の中ではしたいというふうに考えております。

これは最終的な仕上りの姿を意識して書いたものでございまして、なぜここで実施するのかとかいうことにつきましての理由まで詳しく書いておりません。それは今後の説明の中でしたいというふうに考えております。

**○水山委員**

基本方針を受けてこの整備計画が30年でどこまでやるんだ、何をやるんだというのを決めていくわけですけれども、経済状態も変わるし、今から30年前に今の時点が想像できたかということ、全く想像できてないので、非常に難しいことはわかりますけれども、それにしてもそれなりの前提を置いて、どれぐらいお金がかかって、現在淀川流域で幾らの金が使えるのか知りませんが、これは多分非常に理想的なことがいっぱい書いてあるので、多分500年かかってもできないんじゃないかという気がしています。

ぜひ、この30年の整備計画だと、以前の工事実施計画ではないんだという、ほかの流域はやったことがないので知らないんですけども、ぜひ、そういうのでないと、国の金が3%落ちて、県の金はもっと大きい勢いで落ちて、そろそろ底を打ちそうではあるけども上には向かないとしたらというような状況のもとでのこの議論だということを私は強く感じるので、とにかく全体像をまずはご説明いただきたい。何とかもやる、これもやる、あれも検討すると書いてあって、こんなことでいいのかなというのが私の印象です。

○宮本委員長

それは、説明の多分順番というか、まず全体を通して、その後問題点について詳しくということだと思いますけれども、当然今さっきおっしゃったみたいに、この原案は、本当に何というか、エッセンスだけしか書いてなくて、なぜこういうことが要るんだとか、例えば、ダム一つをとってみても、その必要性であるとか緊急性であるとか、環境問題に対してどうだとか、そういうことは一切中身に書いてませんよね。だから、当然これとは別途に、まあ言えば膨大な資料があると思うんですけども、その説明を含めてこの15時間ということですよ。

それで、今水山委員がおっしゃったけれども、何か総花的になっているということもおっしゃったんですけども、例えば予算の制約が当然あるから、その予算を踏まえた上で、優先順序を考えたとこの整備計画には何を位置づけているということも説明として当然あるわけですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

はい。

○宮本委員長

ということらしいです。では、ほかにご意見、どうぞ。

○川崎委員

京都大学の川崎です。私も今水山先生のおっしゃった意見と同じように、最初に全体像の概略をざっと1回ぐらいでご説明いただきまして、それで各委員がそれぞれの専門によってこういうところが知りたいとか、こういう課題に対して深く知りたいというようなポイントをアンケートか何かでとっていただいて、その集中した項目について、どういうことが聞きたいかということも含めてご説明いただければ、非常に効率的に進めるのではないかなと思っております。そうすればトータルで二、三回ぐらいで終わることが可能ではないかと思えます。

以上でございます。

○宮本委員長

今のご意見ですけども、ほかにも、はい、どうぞ千代延さん。

○千代延委員

千代延です。やり方はいろいろあると思いますけど、先ほどの川崎委員のおっしゃった、専門委員がそこについてさらにというのは賛成しかねます。やっぱりこの場を出してほしいですね。全部この会議の中で。個別に何か専門委員の専門分野のところをお出しになるのではなくて、我々も、専門家でなくてもやっぱりそれなりにそういうのをできるだけ共有したいです。ですから、やっぱり私はこの全体の委員会の中で、こういう場所で委員の方がもっと聞きたいということは出していただきたいというふうに思います。

○川崎委員

言葉足らずで申しわけありませんが、私が言った専門というのは、それぞれの関心の深いところに課題を集めていただいて、その部分をこの場でトータルでご説明いただいでみんなで共有するという意味でございました。誤解のないようにお願いします。

○宮本委員長

ほかはございませんでしょうか。どうぞ。

○河田委員

京都大学の河田です。この委員会、進め方が大変難しいというのはよく承知しているんですが、やはりここは勉強の場ではありませんので、審議する場でありますから。ですから、例えば河川事業者の基本的なスタンスの間違いがあれば、これは徹底的に議論しなければいけませんけれども、やはりそこでの信頼関係をどうやってつくっていくかということがポイントになりますので、それに必要な情報は出していただくということで、ここで河川工学の講義をするような、そういう説明は要らないと、それはご自分でやっていただきたいと。ですから、委員になる以上はそれぐらいの努力をやっぱりやっていただかなければいけないわけで、すべてがこの場で解決するような問題ではないんだというふうに思っていますが。

○宮本委員長

今のご意見ですけども、ちょっと確認しますけれども、こういう内容を説明したいという中身には、例えば、河川工学の基礎について何かご説明するとか、そういうことも含まれているんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

学校でやるような講義のようなものは含まれておりません。それがベースとなって出てきた評価と、こういう手法を使ってこういうふうなデータが得られましたというような形でご説明することはありますけれども、その細かい解析手法の、例えばモデルの中身とかまで詳細にご説明するということまでは考えておりません。

○宮本委員長

どうぞ。

○佐野委員

佐野です。私も、あわせて河川管理者の方にちょっと確認をとりたいんですが、委員の依頼のときに、月に一、二回、大体は1回ですというふうな見積もりでおっしゃってきたときの根拠ですね。この15時間の説明を受けるだけが私たちの仕事ではなくて、受けた後の審議がむしろ私たちの本務ですので、その本務は一体何時間ぐらいをイメージ、見積もりされて私たちに依頼されていたんでしょうか。

決めるのは私たちですが、参考までにそちらが何時間ほどを考えていらっしゃったのかということとは伺いたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

ご説明いたします。井上でございます。当初この前の委員会のときの、委員会の審議のスケジュールという資料にも若干お示ししましたとおり、私どもが考えておりました見積もりの中には、同時にすべての委員会が、委員の皆様方が全員ご出席の上でもスケジュールのほかにもいろいろ考えられることがあるのではないかとということで、一つとしては、その専門分野に分かれて、それぞれご審議していただくということも想定しておりました。

例えば、治水の分野の方であれば、治水の分野の委員の方々が少なくともご参加できて、その他の方ももちろん参加できるような形にしておくというように、並行してやっていくというようなことであれば、もちろんだれかのご参加を妨げることなく、ある程度並行してやっていけるのではないかなということ考えておったということで、その審議のスケジュールをこの期間内におさめることができるのではないかと考えておりました。

説明につきましては、主に9月から10月までには、少なくとも10月の前半には終了して、その後委員会の中でいろいろ、中で意見の集約等を行っていただくスケジュールを組めるのではないかとというふうに考えておりました。

○宮本委員長

そうすると、確認しますけど、この中身は、委員全員に説明する中身ではなしに、例えば、専門の治水なら治水、環境なら環境の方だけに説明するという中身が入っているということですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

いえ、もちろん全員にご説明するというを想定しておりますが。

○宮本委員長

それやったら全然時間が、見積もりが整合されていないのではないですか。

○佐野委員

就任のときのお話では部会は設けないというふうに私どもは聞いておりますが。ちょっと今の説明と矛盾しているように思うんですが。今委員長がおっしゃったように、全体であくまでこのスケジュールでということであれば、当初から全然審議の時間がとられてないような印象を与えかねないと思うんですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

部会を設けるか設けないということは、私どもで決められることではないので、もしそのようなことになってしまったのであれば、少し私どもが踏み込んだ発言をしてしまったのかもしれませんが。

ただし、私どもとしても効率的な審議をすることは重要だと思っておりますし、おおむね1回当たり3時間の審議の中で効率的にお示しするという事も考えました。

一方で、この見積もりをしたのが、できるだけ、先ほど申しましたように、ご説明する内容だけではなくて、いろいろの中には、ご意見をいただいた上で再説明ということをする事も含めて考えましたので、この15時間というのは、かなり非常に大きく見積もっているということで、そこに不整合が生じてしまったのではないかなというふうに考えております。

○千代延委員

千代延です。今度の委員会、委員の打診を受けたときから、私はひっかかっておりまして、調査官の先ほどの話も、専門家、その議論だけでいけば何か効率的にいくような、私のとり方が違いかもしれませんが、いつもそういうふうに聞こえるんですよ。もうそれは、そんなことをおっしゃらなくても、専門家はその意見をちゃんとおっしゃるという前提です。もう全員が委員なんだから、その専門家に何とかというのはもうやめていただきたい。

効率もよくわかっています。効率をちゃんとやるようにと、言われなくてもレビュー委員会でも言われていますし、何度も聞いていますからね。その前提で、このように15時間でも何でもいいですけど、全体を抜け目なくやっていただくかというふうに考えていただきたいです。他意はないかもしれませんが、どうもそのところがいつもひっかかります。

○本多委員

確かにちょっと確認をきっちりしておきたいこととしては、やはり回数や内容については、委員会がやはり運営するということが、主権があるといいますか、ということだったと私は思いますので、確かに河川管理者が月1回であるとか、専門分野の発言云々かんぬんというようなことが事前

にありましたけれども、やはりそうではないということを、1つははっきりしておいていただきたいなど。

それとあと、効率的な説明ということがございます。確かにそれをやっていただきたいと思いませんけれども、ここにいらっしゃる委員だけが、もしくは専門家の人だけがわかるような説明ではやはりだめだと思うんですね。ここには多くの一般の住民の方々も来られていて、一緒にこの整備計画を聞いているわけですから、いわばだれでもわかるような説明もやはり片方で努力していただくということが必要ではないかと。専門家だけがわかるような専門の言葉でされても、この中で違う専門分野の方々もいらっしゃるわけですし、また多くの市民の皆さんも来ておられますので、だれが聞いてもわかるような説明と効率化ということを考えていただきたいと思います。

以上です。

○宮本委員長

ほか、ご意見はございますでしょうか。どうぞ。

○千代延委員

千代延です。そこで、9月に5回というのも、まあ一応決められたんですけども、物理的にどうしても出席できない委員の方がいらっしゃるわけですよね。それを過半数出席だからとどんどんいきますと、やっぱり委員間の認識にだんだん開きができて、全体が同じような理解、共通理解の下で、議論することが難しくなるというのを私は恐れているわけです。そうかといって、物理的に時間があかないものはあかないという現実があるわけですね。ですから、学校の講義の補講ではないですけども、出席できなかった内の何人かが出席できるような形で、二重になりですけども、もう一度説明いただくことは考えられないのでしょうか。

これを河川管理者の方にお聞きしたいんです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

そのような形で運営をすることになりましたら、私どももそのように対応させていただきたいというふうに思います。

○宮本委員長

それはもう一回確認しますけれども、1週間に1遍のペースで大丈夫ですね、河川管理者はその対応は。それと、もう1点お聞きしたいのは、もともと月に1回か2回というお話ですよね。ですから、委員の方々は補講を受けるのではなしに、自分たちが委員会に出たいとそうおっしゃっているわけですよ。だから、もう一回ちょっと確認したいのは、河川管理者は、この説明の内容と時間と、それからその開催をどのように今の時点で思われていて、というのをもう一回ちょっとご説明



をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上でございます。今のをちょっともう少しかみ砕いて、どういう答えをしたらいいのかという。

○宮本委員長

先ほど佐野委員がおっしゃったみたいに、12月までに意見を出すということに対して、当然どういふうな、少なくともこの程度は説明しなければいけないという、当然お心づもりがあったと思うんですね。それに対して当然質疑応答の時間も含まれているだろうと。そして、なおかつ委員の皆さん方ができるだけ多くの皆さんが参加できるようなということを考える必要があると思えますね。何か突っ走って行って、あとは補講で、何か知らんけどそういうことをやりますよということではないと思うんですね。だから、どういう審議の進め方ということ、イメージを持たれておられるのか、そこがみんなこれ、委員がわからないんですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。一種提案も含めてちょっとお話しさせていただきます。今の15時間というのは、この整備計画原案の内容を、先ほどお話がありましたように理由等を含めて、かなり密にといいますか、細かくこれを説明し切るとすると、やはりこれぐらいの時間がかかるだろうということなんです。この流域委員会を含めて、これまでいろいろ積み上げがあるというのも一方で事実でございますので、そういう意味からすると、基礎案とそれほど変わらない部分もやはりこの説明の中には含まれている状況ですので、例えば基礎案とそれほど変わらない部分については相当説明をはしらせていただくというようなことも含めてご提案をさせていただければ、かなり説明時間は短くなるのではないかとこのように思っております。

○宮本委員長

では、必要最小限どれだけの説明時間が要るのだということを出してもらわないと、月に1回か2回ペースで当初の思惑どおりいくのか、やっぱりある程度ちょっと詰め込んでハイペースでいかないといかんのか、これは私はいじめているわけではなしに、みんなでこの原案についてちゃんと議論をして、そしてできるだけ早く意見を出して成案を見ようという、そういう思いで言っているわけです。

なおかつ、くどいようですけれども、委員の皆さん方もとにかく自分たちも委員会に出て説明を聞きたいと、意見を言いたいとおっしゃっているわけです。皆さん善意で言っているわけです。だから、それを受けて河川管理者はどういうふうに考えておられるのか、もう一回ちょっときちっと言ってもらわないと、どうも今これは解が見えないんですよ。

○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

淀川の吉田です。9月の5回というのは、だからまだ決まっていないということでもいいんですか。

○宮本委員長

ちょっと私の言葉足らずで、一応運営会議では決めたんです。決めたんですけれども、先ほど言ったようにいろんな委員の方々から、そんなはずじゃないという話とか、それだけ5回もやられると自分がほとんど出席できないという意見があったものですから、これは別に運営会議で決めたことであろうと、この場で委員会で再度決め直せばいいということですから、例えば9月はやっぱり当初どおり月に一、二回ということであれば、9月でマックスでも2回ぐらいするかということはいまきょう決めようと思っています。

○川上委員

運営会議で、この9月に5回の日程を選んだ根拠ですけれども、河川管理者が委員を依頼されるときに、ほとんど同時に委員の出席日程を確認しておられるわけですね。これに基づきまして一番出席人数の多い日を、この河川管理者が提示されたタイムスケジュールに従って割り振ったわけです。それでも、一番多いとはいっても全体で24人の委員が全員そろって出られる日というのはなくて、18人であったり19人であったり21人であったりするわけなんですね。ですから、どのように開催日程を決めましても必ず何人かは出席できない委員が必ず出てくるということで、そういう出席できない委員の方々に対する対応というのもやっぱり考えなくてはいけないのではないかなと思うんですよね。

○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

淀川の吉田です。全部説明の材料が今現時点ですべて揃っていると、もういつでも、例えば今から15時間ぶっ続けでしゃべれば通しでいけるということにはちょっと今はまだなっていないんです。実際にやってみると、もう少しこれは省ける、というふうなことは多々あると思うんですが、そういう意味でちょっと多目に見積もっているという状況なんですけれども。

先ほど来話に出ています効率的なというようなお話もございますし、例えばこの原案に関して、例えば通しでざっと見ていただいて、何かこういうところがわかりにくいというようなお話が事前にいただけるというようなこともあれば、そういったことも含めて、そこにポイントを当てて説明をさせていただくというようなことも考えますと、ここで私が言ってそれで決まってしまうのはちょっと怖い気持ちがありますが、例えば5回ぐらいでもう説明をし終わるというようなことで考えても結構ですし、ここはもう1つ、先ほどご意見が出ていますように、全体の通しの説明あるいは全体を2回ぐらいに分けての説明をしてポイントを絞ってというやり方もありますし、たしか先般

の運営会議では全体を一度一式ばつと網羅的に説明するにはどれぐらいというようなことで、これをお出しさせていただいていますので、その進め方なりも含めて考えれば、かなり効率性といえますか時間の短縮も考えられるのではないかというふうに思いますけれども。

**○水山委員**

水山です。5回は多いという不満はくすぶりながらも、絶対だめという方もおられないような雰囲気なので、このスケジュール表を見ていると、最初に全体の概要の説明があつて、最初の方の割に早いところで議論が出てくるであろう治水の議論がありますから、まずはこれでスタートしてみたらどうかと思います。

多分、資料の準備上どうしてももうちょっと後という話もあるでしょうし、それから議論が出てきて、そのための追加の議論、何か勝手な想像では5回たつても6回たつてもずっとダムの議論をしているような気がせんでもないですけども、それはそれで、スタートしたらどうかと思います。

**○宮本委員長**

どうぞ。

**○河田委員**

河田です。やはり一度走らせてみて、見ながらやったらどうですか。あんまりしゃくし定規に枠取りするような形ではなくて、一度全体を説明いただいて、個別のところではいろんな問題が出てきたときにどういうふうにやっていけばいいかというのはちょっと考えないと、今議論をする前に枠を決めてしまうというのはちょっと無理があるのではないかと思うので、河川事業者の方の希望もありますから、一度次やってみて、どれぐらい時間をかけないかなというのがおおよそわかると思うんですよね。

それから、さっきおっしゃったように今既に15時間分の資料が全部あるわけではないですから、これから追々いろいろ充実させていただくことになるかと思うので、その辺やはり少し走らせながら対応するような形でやってみてはどうでしょう。

**○宮本委員長**

それは私もそう思うのですけれども、実際やってみないとわかりませんのでね。とすると、初めの河川管理者から言われた月に一、二回、多くても2回程度ぐらいで動き出すということでしょうか。それとも、やっぱり9月1週間に1遍ずつぐらいで動き出すということなのか、そこが問題なんですよね。

**○河田委員**

これはやっぱり詰めてやらざるを得ないと思うんですよね。つまり、こういうものは時間的な切

迫性とか予算の制限とかそういうものをかけないと絶対まとまらないと思うんですよね。ですから、無限に時間があつたらまとまるようなそういうものではなくて、やっぱりいついつまでにまとめないかんということで逆算してきたら、こういうことをやらなければいけないとなったら、これはもう仕方がないと思うんですよね。

ですから、事前に出席の日数、少なくとも13人以上は出席するわけですよね、5回については。ですから、それに出席できない方は自助努力で頑張ってくださいという形にしないと、最初のところでゆっくりすると後々大変になってきますので、私どももできるだけ出席する努力はしますけれども、このために働いているわけではありませんので、大学から首にならない程度に頑張りますので、とりあえず原案どおりの進め方を承認いただいて、少し柔軟に中身を対応していくというやり方でいかがですか。

○宮本委員長

そういう意見が出ましたけども、皆さんどうでしょうか、ご意見。どうぞ。

○澤井委員

澤井です。私もそれで結構だと思いますけれども、これまでも増して、その日に配付していただく資料を極力早くつくっていただいて事前に配付をしていただければ、かなり時間短縮の方に役立つのではないかと思います。

○宮本委員長

まず、どういうふうなフォローをするかというのはちょっと今議論するとしまして、とにかくできるだけ詰めて9月のハイペースで動き出すということに対して、異論のある方はございますでしょうか。これはみんなの首を絞めるような話で、しんどい話なんですけれども、よろしいですか。そしたら、とにかく原案どおり9月については5回をやるということで、そこは決定するというようにさせていただきます。

それで、その弊害でありますけれども、出席できない委員がたくさんおられると、ぜひ自分も出席したいのだという委員もおられます。そういう委員の方々に対してどういうフォローをするかということで、今1つ澤井委員の方からは事前に資料を各委員に配ってほしいというのがございました。

ほかに、当然欠席された委員には、その委員に前回委員会はこういうことでしたというフォローの説明、これは要ると思うんですよね。これをほっておいて、あんたは勝手に資料で勉強してくださいというのは、ちょっとこれはきついと思うんですけれども、いかがでしょうか。これは当然庶務の方もやりますけれども、河川管理者のフォローも要るんですけどね。

## ○川上委員

やはりどうしても出られない欠席委員の方には、河川管理者が訪ねて行って、庶務もそれについて行って、説明をしていただく、そしてその説明に対してご質問ですとかご意見があったときには、それを庶務が記録をして次の委員会でそれを発表すると、そういうふうな形。それからもう1つは、欠席される委員に意見を出していただいて、委員会でそれを発表するというふうな対応が考えられると思います。

## ○宮本委員長

どうぞ。

## ○本多委員

本多です。それと、どの回に何をやるのかというのがわかっていますと、例えば1回はどうしても休まなあかんけれども、その場合ここはどうしても外せないから、ここは出るようにして、その予定をちょっと1週間ずらせて、こっちは休ませてもらいますというようなことも可能になってくると思うんですね。ですから、どの日に何をやるかというのがわかっていることによって、自分の都合をやりくりして極力優先するところに参加し、そうではないところに予定を回すというようなことも可能になりますので、できるだけ早く、資料だけでなく、何をいつ話すのかということも出していただくといいかなというふうに思います。

## ○宮本委員長

きょう欠席されている委員の方々から、事前にこの点について意見をいただいている方が3名ほどおられます。この3名のご意見をかいつまんで庶務の方からご紹介ください。

## ○庶務（日本能率協会総研 前原）

庶務の前原です。ご報告させていただきます。3名の委員の方から意見をいただいております、西野委員、寶委員、岡田委員からいただいております。

まず、西野委員からご報告させていただきます。月4回の頻度で委員会が行われた場合、すべての委員会に出席するのはほぼ不可能である。出席できない委員に対しては委員会の資料を早急に送っていただきたい。今後開かれる委員会の日程及び審議内容について早い段階でわかれば、日程調整がやりやすい。

続きまして、寶委員からのご意見。運営会議は日程及び審議内容の案を作成する機能であると思うので、まずは委員全員に8月29日から9月26日の委員会開催日の案の出欠の可否を聞いた上で、委員会の日程を決めた方がよいと思う。9月に集中して整備計画全体の審議を行うのではなく、委員会は二、三回の開催にとどめ、残りは10月に開催頻度を上げて対応するような柔軟な対応も考え

られる。その際、委員多数による合意があれば、10月以降に週1回ペースとなることは問題とはしません。土日も含めて、再度全委員の10月から12月の日程を調査されることを提案したい。その結果をもとに10月以降の委員会日程案を運営会議で作成し、委員会で審議されたらどうか。12月までに成果を求められていることについては、住民のためにも努力目標として堅持すべきである。

最後に、岡田委員からのご意見。基本的に寶委員の問題提起と提案に賛成である。委員会時に、前回欠席した委員からの意見聴取及び質問受付を行う、あるいは前回委員会の振り返りを行うなどの方策を実施して、多くの委員が最低月1回の出席でも審議が効果的かつ円滑に進むような配慮をお願いしたい。それでも出席できない委員については、書面による意見の聴取など、欠席委員の意見を審議に反映させる方策などについて明確なルールを定めてほしい。

以上です。

#### ○宮本委員長

ありがとうございました。

全般的には必ずしも、密度が濃いのもやむを得ないと、しかしそれに対してはきちっとしたフォローをしてほしいというふうな概要、意見だったというように思いますけれども。それを踏まえまして特に皆さん方向かございますか、意見。

どうぞ。

#### ○川崎委員

川崎です。週1回とか2回のペースですと、欠席した後に河川管理者の方で、それぞれの委員が10名ぐらいとして、ご説明いただいて回るというのは、恐らく日程的に無理だと思います。したがって、その日の議事メモみたいなものを早目につくっていただいてメールで回していただく、今現在議事録というのは公表するために各委員に全部チェックして頂いてますが、それぞれ細かな検討をするために非常に長い時間をかけてつくっています。けれども、この場合は、議論のための議事メモということでいいかと思いますので、終わって二、三日ぐらいで庶務の方でつくっていただいですぐ回していただければ、対応できるのではないかなと思います。

#### ○宮本委員長

フォローについて、議事概要だけでいいのではないかというご意見ですけれども、それに対してはいかがでしょうか。

どうぞ。

#### ○河田委員

普通、政府系の委員会るときにはやっぱり事前に委員長に随分説明があるわけですね。この委

員会はいろいろ性質が異なりますので、欠席された方のご希望を聞いて、河川管理者に説明が欲しいというようなことであれば行って説明するとか、そういう書面でも結構だとか、いろんなご意見があると思うんですよ。それに応じていただくということで、過半数、一応13名は出席しているわけですよね。ですから、10名弱の委員の要望にこたえていただくと、今川崎委員のような、そういう議事録の修正前の生のやつを早く送ってもらって意見を言いたいとかいろんなことがあると思うんですが、そういうように対応できないですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。ですので、基本的に、欠席された委員の方々にご連絡をとっていただいて、ご都合の合う時間で説明に行くというふうにしたいと思います。ただ、例えばその日に話をした内容について、あわせて言いわけしているんですが、行った人間がすべて理解まで含めてできているかというとなかなか難しい点はありますので、そういう多少質疑で答えられないのは後でフォローするというのを含めて、ちょっとそこで多少条件はつきますが、基本的にだれか分担しながら説明に行って、そこでいろいろ質疑を含めてさせていただくというふうにしたいというふうに考えます。

もちろん委員の方で「わざわざそこまで要らない、こっちも忙しいから」というようなお話があれば、それは無理にということではもちろんいたしませんけれども、基本的には説明させていただくというふうに対応したいと思います。

○河田委員

もちろんそういう危惧はあるんですけどもね。ですけども、国土交通省側でそういう関係の職員を育てるという意味にも使っていただきたいんですよ。つまり、責任ある立場の職員でしか答えられないのではなくて、要するに担当の職員はこういうところに出席いただいて、その雰囲気ぜひ身につけていただきたいと思うんですよ。要するに、トレーニングの場でもあるわけで。ですから、やっぱり河川管理者の一部の担当者だけがよくわかっているでは困りますので、やっぱりこれから長丁場の政策展開ですので。ですから、次世代を担っていただく方にもやっぱりトレーニングの場としても大変重要だと思うんですよ。ですから少々誤解があっても恐れずに、そういう若手を育てるというような形で、ぜひ丁寧な対応をお願いしたいと思いますが。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

ありがとうございます。いきなり言いわけから説明をいたしましたので、大変申しわけございません。河田委員ご指摘のように、やはり私どもとしても内容については全員が全員深く知っているというのが理想型ですので、そういう方向に向かってこれからいきたいと思っていますから、そういう意味でも、トレーニングもかねてというところちょっと語弊があるかもしれませんが、そういう形

で丁寧に対応させていただきたいと思います。

○宮本委員長

ほかございますか、ご意見。中村委員。

○中村委員

中村です。今のやりとりで大体わかってきたんですが、ただこれは12月までにということになっていますか、12月中に、12月までに。12月中ですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

12月中でございます。

○中村委員

ということは、逆に言うと11月後半から12月にかけてが非常に厳しくなるということですよ。今回特に議論、ここで議論する必要はないのですけれども、委員長と河川管理者の間で一体どういう性格のものがここでの議論の集約として出てきて、それが委員のスケジュール的な、あるいはワークロードということですが、どういう意味合いを持っているのかというのを次回までに確認していただいた方が我々としてはやりやすい、スケジュールをとるなり、ワークロードを計算するなり。

○宮本委員長

ちょっと待ってください。何を確認するんですか。

○中村委員

一体どういうものをつくり上げて。

○宮本委員長

意見書ですか。

○中村委員

意見書。それにどういうスケジュールで、何を委員がやっていくのかということ、作業ですよ、作業的なこと。

○宮本委員長

まだ説明を全然聞いてない現段階で意見書のイメージと言われても、少なくとも私はまるっきりわいてこないんですよ。それを次回までに意見書のイメージを出せと言われても、ちょっとそれはちょっと私はできないとしか言いようがないんですけどね。

○中村委員

今までは、かなり委員が独自に作業をやってつくり上げていますから、相当の集中でワーキング



グループを立ち上げてやるわけですよ。かなり大変なものなので、もしそういうことを踏襲してやるということであれば、それなりの時間的なことも現段階から勘案しておかないといけないと。それはなるべく早い段階に我々は知っておかないと、むしろ今の説明を聞く話よりもそっちの方が非常に大きな負担になるという可能性はあるんですよ。そういうものなのかどうなのかということは、次回までにというよりも、なるべく早い段階で明らかにしていく必要があるのではないかとこのように思いますけど。

○宮本委員長

当然それを審議していく中で、恐らくどういう意見、どれぐらいのボリュームでというような話になってくると思うんですよ。それはそれを意識しながら進めていくということだと思います。

村上委員、どうぞ。

○村上委員

村上です。言うまでもないことですが、今まで2年間さまざまな議論をこの委員会でやってきたわけなんですけれども、そこで提案された調査ですとか検討課題、それをきちんとなしてないと、これは時間の問題ではなくて、何度これは議論をやっても結論に至らないと思います。今までの流域委員会が出したさまざまな提案、調査計画、いわゆる宿題ですけれども、それをきちんとやっておられることが15時間なりそのぐらいの審議の時間で結論を出す前提になりますので、そのところが進んでないようでしたら、早急にそういった資料、今までの議論を踏まえた資料をつくることに力を注いでいただきたいというふうに思います。

○宮本委員長

それはもう当然ですよ。今まで委員会が出した意見。あるいは住民の方々からいただいた意見、それから例えば5ダムの方針についてもまた委員会は出していますよね、そういうものは当然今回この原案の中の説明の中ではクリアされるというのが前提ですから、実はそれはまだできてませんでは意見を言いようもないわけですから、それはもう前提としてきっちり出てくるものだと私は思っていますけれども。そういうことですよ。

そうすると、ちょっとまとめますと、とにかく9月については週1回のペースの原案どおり委員会を開催する、そして各委員については委員のご希望も聞きながら、できるだけ出られない委員の方々フォローできるといいますか、ついて一緒に歩んでいけるように、必要であれば事前の説明、事後の説明をやるということで、それについては、これは河川管理者だけがやるというのはおかしな話で、当然庶務が行かないといかんと私は思うので、庶務は大変ですけれども、そこについては庶務と河川管理者とのペアで、それを対応していくということになるかと思えます。資料について

もできるだけ早く出すということ、それからこの委員会はどういうことを議論するかというスケジュールについてもできるだけ早く出していくというふうなことで、これは非常に厳しい話だと思いますけれども、とにかくみんなやっていこうじゃないかということですので、最大限の努力を委員の方も、あるいは河川管理者、庶務の方もやっていくということにしたいと思います。

もう1つ確認しておきたいのは、10月、11月のいわゆる委員会なんですけれども、これは当然走りながらやっていくんですけれども、一応ですよ、今のペースで行くという日程だけは、開催予定だけは押さえておかないと、委員の方々も非常にまた困りますので、それでは今のペースで少なくとも10月、11月ぐらいまで開催候補というか、それはまた出欠を見ながら、これは運営会議の方で一応たたき台をつくって各委員にお諮りすると。それをやるために10月、11月の各委員の出欠の可能性ですね、これについては早急に庶務を通じてやるということで、それをもとに運営会議でたたき台をつくって各委員にメールなりでお諮りするというので、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○田中委員

田中です。それで結構だと思います。ただ、ちょっとお聞きしたいんですが、この項目が並んでいるわけなんです、この説明の順序というのは項目ごとが順序になるのでしょうか。説明の順序は。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

必ずしもこの順序というのを想定しているわけではありません。

○田中委員

最低1.5時間という時間が当てはめてあるんですが、委員会の大体時間が3時間ちょっとぐらいですから、半分は説明で、あと質疑応答やほかの問題もあると思います。結局、説明を受けて質疑応答をするまでは、短期間で9回の委員会が必要になってくるということですか。新委員の方には特に負担が大きいと思います。

○宮本委員長

まあ、これは実際説明し出すと、また質疑応答とかでどれだけ時間がかかるかわからないんですけれども、基本的には今おっしゃったみたいに、少なくとも9回、10回要るんだろうということだと思うんです。

ちょっと、はい。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。先ほどちょっとお話しさせていただいたように、少しもうちょっと軽重をつけ

るとすると、例えば3時間のうち2時間説明いただいて、そういう意味では余り質疑応答の時間がそんなにとれないかもしれないのですが、説明だけを最初にずっとするというようにさせていただくとすると、例えば2時間掛ける4で8時間で、これを一通り終わらせて、その後というふうな、もちろんその中で補足なんかもあるかもしれませんが、そういうやり方もさせていただければというふうにも思いますが。

○宮本委員長

それはやり方だと思うんですけど。私は、基本的には説明を受けてその場で説明というか質疑応答ができるものもあればいいと思うんですけども、やっぱりそれを持ち帰ってまた質問があると思うんですね。それをできるだけ早く例えば庶務なりに出してもらって、その出てきている質問を河川管理者は見てもらって、また次回に要領よくそれに答えてもらうというふうな繰り返しということになるのではないかと思いますよ。ただ、ざっと何か4回ぐらい一方的に聞いているだけというのは、これはちょっとつらいですよ。前に聞いたことを忘れてしまいますよね。

○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

淀川の吉田です。改めて確認ですけれども、そうすると、やっぱり1つずつやっていながら、次のものは一応準備をしつつ進めていくということになりますでしょうか。

○宮本委員長

基本はそうだと思うんですけども、どうですか。私の意見はそうですけども。何かある程度、例えば初めの1.5時間で「現状の課題、整備計画の全体概要」とありますよね。こんなのは当然ぼーんと初めにやってもらうんですよ、それは。ですけど、後については何か項目ごとに、やはり1回やってもらっては、そういうふうなことで二、三回やり始めて、また弾力的に変えるということしかないかなと思うんですけどね。

○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

ここでは今、網羅的に多少省くというふうな表現も入っていますが、15時間書かせていただいているのですけれども、先ほど申しましたように、もう少し軽重をつけて時間を効率的に説明させていただくという、これはさせていただくということで、こんなに時間をかけるつもりはないというふうなことは。

○宮本委員長

いいですよ。だから、それは効率的にやってもらって、そこで不足があれば追加してほしいということがあってもいいかもしれません。だから、そういうことで動き出すということでしたらしょうか。

ただ、もう一回ここは確認しておきたいんですけど、これはもともと非常にタイトなんですよね、時間的に。しかし、この原案というのはすごく大事な原案です。なおかつ、今までの基礎案とかなり大きく違っているところもあるわけです。したがって、やはりかなり審議というのがあるかもしれないんですけど、まだやってみないとわかりませんが。当然12月の目標ということは、それはそれで堅持すればいいと思うんですけども、ぜひお願いしておきたいのは、これはやっぱりある程度というよりも徹底的に説明責任を果たしてもらおうということでございますので、やりとりしているのに、もう時間が来たから打ち切って意見を出してくださいとか、そういう見切り発車だけは絶対にしないということだけはぜひ河川管理者の方で確認をお願いしたい。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

河川部長の谷本です。おっしゃるとおりだと思います。そのところはまさに委員の皆さんと河川管理者の信頼関係の話ですので、きょうのご議論を伺っていても厳しいスケジュールの中で、12月の目標で頑張ろうというふうに皆さんに言っているのは大変ありがたいと思っております。一方で、議論つきずにとすることは当然ある。そんな中で、我々が一方的に時間切れを宣告するというようなことはできるはずもないと思っています。そこはお互いの信頼関係できちんとやらせていただきたいと思います。

○宮本委員長

ありがとうございました。それでは、「今後の審議の進め方について」ということについては一応これで終わらせていただいて、休憩に入りたいと思います。これは15分ぐらい休憩ですか。そして、今17時50分ですので、18時5分から再開ということでお願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、18時5分まで暫時休憩させていただきます。

委員の皆様には18時5分までに席へお戻りいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

[午後 5時51分 休憩]

[午後 6時 7分 再開]

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、時間になりましたので会議を再開いたします。

委員長、よろしくお願いいたします。

4) 淀川水系の現状と課題について

○宮本委員長

それでは、後半いきたいと思っております。

それでは、審議事項の4つ目ですけれども、現状と課題について、まず河川管理者がどのように淀川の現状と課題について思われているのかをご説明願いたいというふうに思います。

それで特に、先ほども言いましたけれども、洪水対策の考え方とかがかなり基礎案とは違っていますので、その辺を踏まえて、現状と課題についてもめり張りをつけてご説明をお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。それでは、私の方から。

お手元にこういう資料をお配りさせていただいております。それと、前の方にスクリーンに映させていただきますので、その両方でもって説明をさせていただきたいと思います。

きょうは課題ということで、これは委員長の方からも要請がありまして、今、最近取り組み出した新しい事柄、これもまあ現状といえば現状なんですけど、そこは今回は省かせていただいております。まさにこれまでのいろんな河川の整備の中で浮かび上がってきている状況についてお話をさせていただきます。

まず、「人と川との繋がり」ということですが、これまで水泳ですとか、あるいは渡しですとか、そういう川と人々とのつながりが結構あったわけですが、こういうつながりが最近やはり薄れてきているという課題でございます。ただ、これをまた復元しようということではなくて、新たなその人と川とのつながりというのを模索していくべきではないかというふうに考えておるところでございます。

次に環境でございますが、環境に入ります前に、これまでどういう形で河川整備を進めてきたかというのを簡単にご紹介します。

昭和20年代から30年代にかけて、かなり水害が頻発してございます。右の方にグラフがございまして、最近余りそういう大きな出水が見られませんが、20年代、30年代は大きく出水がございまして、あちこちで被害を受けていたというような状況がございまして、

それを受けまして河川の整備を進めたわけですが、特に淀川におきましては、そこに航空写真がございまして、かなり川幅を直線化いたしまして深く掘ったということで、そこに横断図がございまして、もともとその冠水していたところが減りまして、真ん中を深く掘って両側の高水敷を形成したということでございます。

あわせて、その高水敷で、国民の体力増進というような状況もございまして、淀川の河川公園の整備を進めてきたということでございます。また一方、琵琶湖でも浸水対策といたしまして、琵琶湖総合開発の中で湖岸堤の整備というのが進められてきております。

一方、利水の関係でございますが、高度成長期、水需要が急増いたします。また、地下水のくみ

上げによりまして地盤沈下がかなり目立っていたというような状況でございまして、こういうようなことからダムを整備あるいはその堰の整備によりまして水資源の開発を進めてきたという状況がございまして。

それで、琵琶湖総合開発では、治水対策とあわせて利水ということで、容量を確保いたしまして40m<sup>3</sup>/s という新しい新規の利水の確保が可能になったということでございます。

また、淀川大堰では、これも水需要に対応するためでございますけれども、流量として旧淀川の方に70m<sup>3</sup>/s 必要というところをフラッシュ操作、これは特に干潮になるときにたくさん流量を流しまして、満潮のときには流す流量を少なくして、平均として流量を少なくし、それを水需要の方に利用するというようなことも進められてきたということでございます。

そういうことによりまして、以前に比べますと、いわゆる冠水域、洪水のときに水がかかるというようなところがかなり減って、これによってかなり河川の形状が変わってきてございます。その事例といたしまして、高水敷と低水路のところではこういうような段差がついているという状況でございまして。

また、淀川大堰の上流の水位変化、これが以前に比べまして相当程度その水位の変化が少なくなってきたと、こういうような状況もございまして。またワンドと呼ばれております静水域ですね、これがかなり減少をしたということでございます。河口の方では干潟、これは河川整備だけではなく地盤沈下の影響もあるわけですが、これもほぼなくなってきたという状況でございまして。そして河原、河川にはつきものの河原でございましてけれども、これもかなり姿を消してきているという状況がございまして。また、琵琶湖の方では、これも河川整備だけではないですが、土地の高度利用という点も含めて内湖の減少というのが見られます。そして、それによりまして琵琶湖と陸域との分断というのが目立ってきているという状況でございまして。

また、縦断方向の連続性という点で、猪名川でもこういう堰等がかなりつくられておりまして、これによって魚の上下流への行き来に影響を与えている可能性がございまして。同じく、木津川上流でもこういうような魚道をつくられておりますけれども、その魚道の機能というものをもう一度確認をする必要があるということでございます。

こういうような河川の変化によりまして、生態系にもいろいろ変化があらわれてきてございます。このグラフは、以前に比べまして在来魚がかなり数を減らしまして、逆に外来魚がふえてきているというような状況がございまして。その典型的な例といたしまして、天然記念物でもございますイタセンパラがこの2年間確認できないというような状況がございまして。

また、植生の方でも、これは鶴殿という地名の高槻市のところでございましてけれども、以前ヨシ

原が発達してございましたが、これが衰退をいたしまして、カナムグラですとかオギというような陸生の植物に変遷をしてきているという状況でございます。

琵琶湖の方でもヨシ群落が衰退をいたしまして、一時期に比べまして約半分ぐらいに減少しているというような状況がございます。

それから、琵琶湖のこれはまた在来種、特に貝類が激減をいたしてございまして、こういったところに影響があらわれている可能性がございます。

一方で、外来種の方がかなり幅をきかせてきておりまして、ここではブルーギルとブラックバスを載せてございますが、ワンドを1つ干し上げますと、その中に約3,300匹のブルーギルが発見をされまして、そういう意味で非常に在来魚から外来魚に移り変わってきている様子がわかります。同じく、これはウオーターレタス、ボタンウキクサと呼ばれる、これも特定外来種でございますけれども、淀川で大きく繁茂している状況でございます。

一方で、人為的な操作によりまして生態系に対して影響を与えている可能性があるものもでございます。琵琶湖の夏場にかけての水位低下、これは治水対策のための容量確保のために水位を低下しておるわけでございますが、この低下の時期とニゴロブナの産卵期がぶつかるというようなこともございます。それによりまして、例えば卵が干上がるというような現象も見られておるところでございます。

また、これは下流の楠葉、枚方市域でございますが、ここで砂州がございますけれども、これを魚の逃げおくれと言っておりまして、琵琶湖の後期放流、いわゆる洗堰を全開にした状態から、琵琶湖の水位が下がったということでそれを流す流量を極端に減らすことになるわけですが、それによりましてこういう砂州のところに入り込んでいた魚が取り残されまして、こういう干上がった状態になるというような現象も見られておるところでございます。

一方で水質面では、淀川についてはかなり水質は改善されつつあるという状況でございます。琵琶湖につきましては、BODについては少し低下傾向でございますけれども、一方、CODが上昇傾向でございまして、BODとCODの乖離、これは有機物のうちの難分解性の有機物の増加というのが原因の一つというふうに考えられておりますが、このCODについてはなかなか改善傾向を示さないというような状況がございます。

また、赤潮、アオコというものも発生しておりまして、この状況もなかなか改善が見られていないという状況です。

寝屋川というのを outsizing させていただいておりますが、これは下流の淀川で寝屋川の方に水を導水いたしておりますので、その関係で示させていただいておりますが、寝屋川の水質につきましては、

昔に比べると改善傾向はございますけれども、まだまだよくなっているという状況にはなっていないということでございます。

それから、ダムの関係でございますが、ダムの流入と放流の水温ということで、そこに赤と青のグラフを書いてございます。特に冬場については流入に比べて放流水が温かくなっておりまして、それからドローダウンといいまして洪水期に向けてその治水のための容量確保のために水位を下げていくわけですが、その時期には放流水温が流入に比べて少し下回るというような現象も見られております。

それからもう1つ、富栄養化という点で、室生ダムと青蓮寺ダムの事例でございますけれども、淡水赤潮、アオコが発生している状況がございまして。

それから、琵琶湖の流入河川で、これは野洲川と高時川の事例でございまして、瀬切れと申しまして、ほとんど水が流れていないという状況があらわれます。これによりましてアユの斃死などの問題も起こっているという状況でございまして。

また下流の方、これは上流も含めてでございまして、先ほど高水敷と低水路を分断するような話をさせていただきました。その部分に特に単調なコンクリート護岸がずっと続いているというような景観が見られまして、河川の景観の阻害という点でも課題というふうにご覧いただいております。

続きまして、「治水・防災」でございまして。このところは少し丁寧に説明をさせていただきたいと思っております。

私ども、やはり狭窄部の上流が浸水の常襲地帯になっているという現象を、やはりきちっととらえるべきということで、これは桂川の保津峡の上流、亀岡のところでございます。昭和57年の台風10号のときの浸水の状況でございまして、上の写真を見ていただきますと、その奥の方が保津峡になってございまして、そこで流量が流れにくい状況でこういうふうにご覧いただくと、上流に湛水します。それによりまして多くの家屋の浸水が起きますと、こういうことでございまして。

同じく、昭和35年の浸水状況でございまして、かなり家の軒下近くまで浸水している状況が見られます。これが戦後代表的な亀岡地区の浸水被害の事例でございまして、最近は少し減ってきている現象はございますけれども、かなりの数の被害を受けているという状況がございまして。

同じく、今度はその木津川の上流、岩倉峡という狭窄部がございまして、その上流の上野盆地、ここでもやはり浸水常襲地帯になってございまして、昭和28年の状況でございまして、これも軒下に近くなるまで浸水の状況が見られます。これがその代表的な洪水の被害ということで、これも例年のように浸水被害が起きているという状況でございまして。



この狭窄部の上流の浸水被害を減らすために、その狭窄部を開くということが考えられます。以前から、狭窄部を開くことによりまして下流への影響が出るというふうに言われてございます。

これはちょっとまだ一例でございます。昭和47年の洪水を例にとりまして、桂川の保津峡を仮に1m掘削してみるとどれぐらい下流に流量が増になるのかということで計算したものでございます。見ていただくとわかるように、余り変わっておりません。結構意外な印象を受けられると思いますけれども、実はこれは、この保津峡の上流の亀岡地区には、現在、霞堤と申しまして堤防が途切れているところ、あるいはその一部低くなっているところ、これが幾つか残ってございます。そこであふれるという状況がございまして、これはその霞堤がまだ残っているという状況で計算をいたしておりますので、そんなに大きく流量がふえるということにはなりません。もし霞堤の部分を閉じてしまいますと、かなり大きな影響は考えられるところでございます。ただ、そういう霞堤が残っている状況とはいえ、狭窄部を開削いたしますことで下流への流量増があるというのは、これは事実でございますので、その辺だけ押さえていただければと思います。

一方、ではその下流の方はどうなのかということで、これも桂川を事例にご紹介をさせていただきますと、これは平成16年の台風23号のときの浸水の状況でございまして、この嵐山地区については、やはり十分その浸水に対する安全性が確保されているという状況ではないということでございます。

それともう1つ、見にくい図で大変恐縮でございますけれども、その平成16年のときの洪水痕跡でございまして、そこに赤い線で直線が引っ張ってございます、これが計画高水位と言っております、要は堤防の設計の基準になる水位ということでございます。その上の線が堤防高の線、そしてその青い線が2本ございますけれども、これがその洪水の痕跡を、洪水の後にその痕跡が残りますので、それを調べたグラフを重ねてございます。もちろん嵐山、一番右側ですが、このところで洪水痕跡がその計画高水位を上回っている、さらにはその堤防高も上回っているところがございます。

それでもう1つ、下流の方、ちょうど羽東師というふうにご覧いただけます鴨川合流点、この前後の部分、この部分について計画高水位を上回って痕跡が見られたということございまして、申しましたように堤防の設計上の水位を超えるということです。幸い堤防が壊れることはございませんでしたけれども、その危険性は十分にあったということです。それともう1つ、堤防から越水するという状況まではまだこれは至ってございませんけれども、流量がふえると、そのところが非常に厳しい状況になるということでございます。

次に示しておりますのは、これはお手元の資料はひょっとしたら塗りつぶされている状況になっ

ているかもしれません。ちょっとうまく印刷が出なかったのではないかと思います。ちょっと前の画面の方を、見にくうございますが、見ていただければと思うのですが。

このグラフの見方は、真ん中が地名が入っておりまして、上が右岸側、下が左岸側でございます。真ん中にゼロ点があって、両側に $2,000\text{m}^3/\text{s}$ 、 $4,000\text{m}^3/\text{s}$ 、 $6,000\text{m}^3/\text{s}$ という数字を示させていただいております。一番上側と下側の線、直線が入っております。これがこの場所の計画流量です。桂川の下流部では $5,300\text{m}^3/\text{s}$ 、それから上流の方では $3,800\text{m}^3/\text{s}$ という数字が入っております。真ん中でこう段差がついておりますのは、ここで鴨川が合流いたしますので、そこで計画流量が違うということになります。

次にその緑色の折れ線といいますか、がたがたとなっている線がございます。これがそれぞれのポイントの流下能力というものでして、これはそれぞれのポイントの、先ほど言いました計画高水位、計画高水位でどれだけの流量が流れるかというのを示したものでございます。200mピッチでその値を求めておりますので、がたがたと階段状になっているということでございます。

もう1つ、ブルーの一点鎖線のラインがございますが、これが戦後最大、ここでは昭和28年の台風13号のときが戦後最大の洪水なんですけれども、凡例のところでは5313と書いてございます。これは53というのは1953年、13というのが台風13号ということで、昭和28年の台風13号なんです、このときの雨を降らせまして現在のいろんな施設、当時は当然この上流にあります日吉ダムなんかもなかったわけですが、現在は日吉ダムもございます。そういうダムでの調節も含めて、あるいはその上流ではまだ亀岡のところではあふれます、そういうあふれるということも含めて下流にどれぐらいの流量が流れてくるかというのを計算したものでございます。下流域で大体 $3,000\text{m}^3/\text{s}$ ぐらい、上流の方で大体二千七、八百 $\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいの流量が流れてくるということになります。

先ほど申しました階段状の線ですね、流下能力、これと比較をいたしますと、一番右側が嵐山のところ、ここがかなり不足をしています。つまり、戦後最大の洪水が流れてきたときには嵐山のところであふれるおそれがあるということです。それから、真ん中の鴨川合流点付近でもかなり、水色の色を塗ってございますが、ここの部分についてもそういう能力が不足しているということで、桂川の場合には、もし仮に戦後最大洪水が参りますと嵐山付近、それからその羽束師といいますか鴨川合流点付近で場合によっては堤防が決壊するような、そういう被害を受ける可能性があるということでございます。

その嵐山についてなんです、ここは先ほどもその浸水被害が出ているという状況をお示しさせていただいたところなんですけれども、一方でここは大変有名な景勝地になっておりまして、観光客の方も年間700万人来られるという状況の中で、これまでそういう河川の整備について手がつけられ

ていないという状況でございます。その浸水が起こるのはある意味でわかってはおるところでございますけれども、やはり河川整備を行うということに対して、いろいろ景観的に課題が多いという状況からまだ手がつけられていないと、こういう状況でございます。

それで下流の方、もう1つ大きな穴がございました、そのところにつきましては、ちょっとその航空写真を見ていただくと、ちょっとこれもわかりにくくて申しわけございません、上の方が3つの川、木津川、桂川、宇治川が合流しているところで、桂川を上流から見た写真でございます。その赤い部分、これが大下津という地域でございまして、ここの部分が上流に比べてかなり狭くなっているのが見てとれるかと思えます。これはちょっと上流から写していますので、遠近法の関係でかなり小さく見えますが、実際にはそこまで小さくはないのですけれども、それでも上流に比べてかなり狭くなっている箇所でございます。

そうしますと、その部分が非常に流れにくくなりますので、これも一種、狭窄部と同じでございまして、その上流の方で水位が上昇することになります。したがって、その部分を広げるということによりましてその上流の水位を下げるができること、こういうことになるわけでございます。それで現在、ここ大下津地区については引き堤事業というのをやっているところでございます。

もし仮に、ここのところで堤防が決壊するというようなことになるとどれぐらいの被害が想定されるのかということで、ちょっと大急ぎで計算をいたしましたので、かなり数値はラフでございますけれども、もし右岸側が堤防決壊いたしますと、浸水面積が800ha、浸水家屋が8,000戸。左岸側がもし決壊をいたしますと、浸水面積で200ha、浸水家屋で約800戸というような被害が想定されるということでございます。

ではここの浸水被害のおそれを軽減するために、その桂川自体を改修をする、つまり先ほど申しました引き堤事業を行ってその川の部分を掘削をする、それによりまして先ほどの戦後最大流量が安全に流下するということになるわけですが、先ほど申しましたように一種狭窄部と同じ状況でございますので、ここを改修することによりまして、今度は下流、淀川本川の方にもその流量増の影響が出るということで、これも先ほどの狭窄部の上下流の関係と同じグラフでございますが、昭和47年の洪水、これをちょっと確率を150年に1度というふうに引き伸ばしましたグラフでございますが、桂川が現況に対しましてその戦後最大に対応できるように整備をいたしますと、枚方で大体1万1,000m<sup>3</sup>/s近くまで流量がふえるということで、おおむね700m<sup>3</sup>/sぐらいの流量増が見られるということでございます。

先ほど狭窄部の上下流の話もさせていただきました。これはある意味、事例ということで1例を

載せさせていただいております。詳しくは、また治水計画の中で数字等もお示しをさせていただきながら説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

1つ抜けました。このグラフこれは先ほどの、上流の、保津峡については全く手をつけていなくて、桂川の改修だけの影響でこれぐらい枚方には影響が出てくると、こういうことでございます。

もう1つ、ちょっと資料はございませんけれども、では下流、淀川はどうかということで、これもまた詳しくは説明させていただきたいと思っておりますけれども、淀川の本川については、かなり能力は大きいわけでございますが、一方で下流の方にはたくさん橋梁等ございまして、そういったものが洪水の疎通を妨げている状況もございまして、またもし堤防が決壊するというようなことになれば、それこそ先ほどの桂川の比ではなく相当量の被害が想定をされますので、そういった問題を下流として抱えているという状況でございます。

次にほかの地域に移らせていただきます。もう1つ狭窄部ということで、猪名川の上流、銀橋付近という狭窄部がございまして、この上流、多田地区というところですが、ここも同じように浸水被害の常襲地帯となっております。

それと、それ以外に琵琶湖周辺の関係で、これは大戸川という、瀬田川に合流する川でございますが、ここでも浸水被害が戦後だけでも多発しているという状況でございます。

もう1つ、高時川、これは上流に丹生ダムが計画されている川でございますが、ここにつきましても、その断面図を見ていただくとわかるように、川の流れが堤防の内側といいますか家屋の方に比べてかなり高いところを流れていると、いわゆる天井川と称しておりますけれども、そういうような状況になっておりまして、そういう意味で洪水に対して大変弱い地域でございます。同じように、高時川でもこれまで幾多の災害を受けていると、こういう状況でございます。さらには、その大津市内で、都市化の進展によりまして浸水被害のリスクがふえているというような状況もございます。

もう1つ、琵琶湖の浸水対策についてでございますが、ここは、どうしても琵琶湖というのは流入してくる川がたくさんありまして、出口が瀬田川1本ということで、洪水のときには水位が上昇しやすいという傾向がございます。その下にグラフがございまして、琵琶湖に流入するのは、ピークは早くやってくるんですが、下流、瀬田川への放流、下の赤い線ですね、これがなかなか流入に比べて少のうございますので、どうしても琵琶湖の水位はどんどん上がってまいりまして、その赤の点線のところ、流入と放流が等しくなるまで水位が上昇すると、こういうことになります。

それで、これまでその瀬田川の疎通能力をふやそうということで、明治から営々とかうやってきておるといって状況でございます。

という中で、洗堰というのを明治の終わりに設置をいたしてございますが、これは瀬田川を掘る、疎通能力をふやす、そうしますとどうしても下流への負荷がふえます。その負荷をふやさないために洗堰をつくって琵琶湖からの放流量を調節しようと、こういうことございまして、そのときの考え方として、やはり下流が非常に危険な状態のときにはその洗堰を全閉するということございまして、これが現在まで踏襲をされております。その右の方にグラフがございまして、下流、枚方あたりが危険なときには洗堰を全閉して琵琶湖からの放流量をゼロにすると、こういう操作方法でこれまで進めてきてございます。

これに対しまして、やはり上流であります滋賀県の方からは、いろいろと抗議と申しますか、そういうような状況も見られるということございまして、一番最近の昭和47年の全閉のときにもそういういろんな状況がございました。この昭和47年のときには、琵琶湖沿岸でもあちこちで浸水が生じているということございまして。

現在はこの洗堰の操作規則というのが上下流の合意のもとにできておりますけれども、その合意のときの滋賀県知事さんのご意見として、そういう全閉は、あるいは放流制限はできるだけ最小限にするということと、下流の能力アップ、これをご意見という形でいただいております。

もう1つ、先般、平成18年7月のときには、このとき実際には洗堰は全閉をしませんでしたけれども、ひょっとして全閉をすることになるのではないかなというような状況がございまして、そのときにも滋賀県知事さんの方から要望書が提出されていると、こういうことございまして。

この後期放流と申しております、要は下流の方の洪水が終わった後にその洗堰を全開いたしまして琵琶湖の水位をできるだけ早く下げるといふようなことでの後期放流でございます。これの流量をふやすことで琵琶湖の水位上昇を抑え、速やかな低減を図るといふことなんです、このためには、下流の方で瀬田川の改修、それから天ヶ瀬ダムと宇治塔の島付近の河川の改修、この3つがネックになっているという状況でございます。特に宇治の塔の島のところではかなりすぐれた景観が形成されておりますし、平等院等、世界遺産もあるという中で、ここの河川整備が課題になってございます。

以前の計画では、川を約3m掘削するというようなことで計画をいたしておりましたが、やはり地域の方々のいろんなご意見等も踏まえ、平成12年ごろから、そういう掘削量を少なくする、あるいはその景観等も含めて、あるいは自然環境、親水性も含めたその河川整備の計画について、いろいろと検討を進めてきているという状況でございます。

次に、ここからまた少しペースを上げさせていただきたいと思いますが、堤防の状況ということで、これは木津川の砂がざくざくの状況の堤防でございます。また、淀川の本川では、調べてみま

すと、秀吉がつくったときの堤防が中から見つかるというように、かなり古い時代から積み上げられてきているという状況で、なかなかその堤防の中身がきちっとわかっていないというような状況がございます。

そういう中で、堤防というのは一定弱い部分がございまして、洪水の越水によります破堤、あるいはその洪水が堤防に浸透する、あるいは洪水の水の流れによってこう削られるというようなことで堤防は決壊する可能性、それによりまして大きな被害に及ぶ可能性がございます。

昨今は、雨の降り方が変わってきた、あるいはその異常気象というようなこともよく言われるようになりまして、集中豪雨が頻発しているような状況がございます。また、東海豪雨では、過去起こりましたその雨のほぼ2倍近い雨が一どきに降るといったような現象も見られております。そういうピンポイントだけではなくて、流域全体としても、これは平成17年の事例ですが、既往最大の1.9倍、2倍近い雨が流域全体に降ったというような事例もございます。

一方、その堤防が決壊をいたしますと、これはまた悲惨なことになりまして、そこにございますように、平成16年の福井豪雨、あるいは豊岡の方の豪雨、鹿児島島の川内川、あるいは東海豪雨等々、もう浸水被害もさることながら、堤防の近傍では家が流されるというような現象も見られてございます。

仮に淀川が決壊するようなことになると、これはその最大のエリアでございすけれども、ここまで浸水エリアが広がるという可能性も含まれているということでございます。

一方、住民の方々はいいますと、危機意識が残念ながら低下してきていると言わざるを得ない状況でございまして、堤防が高くなることによりまして安全性は上がるのですが、一方で災害のポテンシャルはふえているという状況。新潟のあるいは福島の高潮で被災者の方のアンケートをとりますと、実際に自分のところまで水が来るとは思っていなかったという方が結構おられるということ。それから、実際に避難勧告を出したにもかかわらず避難に至った方は10%に満たなかったと、こういうような現状もございまして、こういう危機意識の低下というのが大きな課題でございます。

次に高潮でございすが、大阪というのは高潮に対して非常に弱い地形といえますか、大阪湾がちょうど台風の進路に対して口をあけているという状況でして、これまでも室戸台風、第2室戸あるいはジェーン台風で被害を受けているということでございます。

高潮計画で整備を進めておるところでございすけれども、これを上回るような、例えばアメリカを襲いましたハリケーン・カトリーナ等のものが来れば、これとて十分安心というふうに言える状況ではないということでございす。

また、陸閘といひまして、橋の部分、堤防が低くなっておりますので、これを高潮のときに閉め

るというようなこともやっております。

それから、地震の方も心配でございます。阪神・淡路大震災でかなり堤防の被災を受けました。実際にこれは液状化で堤防がぐしゃっと真ん中がつぶれまして広がっているような状況が見てとれます。

南海地震によりまして、津波というのが今心配されております。幸い淀川の場合は、河口からずうっと上りまして淀川大堰までで何とかおさまるであろうというふうに予測はされておりますが、したがいましてその堤防からあふれるということは余り想定はされておられませんけれども、下流域、かなり高水敷等を整備されておまして、遊んでおられる方も多いので、こういった方々に対する避難の呼びかけというのが大事でございます。

それから、土砂被害もおそろかにはできないということで、昭和28年8月の多羅尾の災害の状況、そして木津川の方では、これも砂防の事業で整備を進めておりますけれども、まだまだその土石流の危険溪流はたくさん残っていると、こういう状況でございます。

また、内水の被害、これについても心配されている方が多いという状況でございます。

次に、「利水・利用」ということでお話を進めます。

これは、都市用水が最近では減少してきているという状況をお示しさせていただいております。ただ、一方で渇水も発生をいたしておまして、琵琶湖の水位が大幅に減ったということもございまずし、この15年間でマイナス90cmというのが1つの目安なんです、それを下回る渇水が5回ほど起こっているという状況でございます。

原因の1つといたしまして、最近の雨の降り方が少し減ってきたというような状況もございまずし、あわせまして、彦根でのデータでございますけれども、積雪深も減少傾向だということでございます。

こういった中で、ダムによりまして安定供給量の低下というふうに書いてございますが、要はその計画段階でこれだけ補給できるというふうに想定をしておりましたものが、現在、この近20年で見ますとこれぐらいしか実力がないということで、計画上は90m<sup>3</sup>/sぐらい開発できていますが、実際には現時点では70m<sup>3</sup>/sぐらいの供給能力に落ちていると、こういう状況でございます。

それでまた、地域的には水需給が逼迫しているところがございまして、伊賀地域の方では工業団地の開発あるいは現在の取水施設の老朽化等による能力低下というようなことが起こっております。水道用水供給事業ということで今現在進められておまして、平成21年4月には完成をする予定でございます。

一方、京都府南部の方では、これは天ヶ瀬ダムによるものでございますが、もともと天ヶ瀬ダム

の利水開発量 $0.3\text{m}^3/\text{s}$ で供給されていたわけですが、実際には天ヶ瀬ダム再開発の事業を見込みまして $0.9\text{m}^3/\text{s}$ 分がもう既に取水されて供給されていると、こういう状況でございます。

それから、次に利用面に入っていきます。グラウンド等で、こういう自然環境が分断されているという状況でございます。淀川本川並びに上流の方を含めて、かなりグラウンドの利用というのが盛んだということございまして、連続性の確保のためにこういうグラウンドはできるだけ堤内地で確保していただくようにいろいろ進めてきているところですが、一方で河川敷利用を熱心にされている方々もまだまだ多いという状況でございます。また、河川公園の利用者も年々ふえていっているという状況が見られます。猪名川の方でもかなり高水敷の利用が進んでいると、こういうことでございます。

次に船の話でございますが、江戸時代から明治・大正にかけまして、淀川は京都、大阪の大動脈になっていったわけですが、昭和になりまして陸上交通に取ってかわられて今はほとんど船の運行はないと、こういう状況でございます。ただ、阪神・淡路大震災のときに陸上交通がほとんど麻痺している中で、船による物資の輸送というのが見直されてきている状況でございます。またあわせまして、大阪の市内ではいろいろこの船の運行がなされてきているということで、これもニーズがかなり大きくなってきておる状況でございます。

ただ、現在は、大阪の方から淀川の方に入ろうといたしますと、毛馬の閘門といいまして淀川大堰のすぐ上流のところ、ここを通らないと淀川の上流には行けないということで、この淀川大堰が船が通れない、こういう状況になってございます。また、上流の方に上っていかうといたしますと、枚方から上流については水深が十分確保されていないということで、これも舟運にとっての課題でございます。

もう1つは、その船によりまして、航走波といいまして波が起こります。これによりまして河岸が洗掘されたり、あるいはその植生が衰退したりというようなこともございますので、こういったことも課題でございます。

それから、ほかにも迷惑行為等、いろいろまだあちこちで起こっているという状況でございます。

それともう1つ、川と街が分断されている、これは冒頭、その川と人のつながりにもかかわる話でございますけれども、高い堤防があるという中で、その街と川が分断されているような状況がございます。1つ、スーパー堤防という取り組みを進めておりますが、これがその川と街をつなぐ一つの手法ということで、実際の状況としましてその後ろに示させていただいております。

最後に「維持管理」でございますけれども、一つには樹木。これはもちろん長所短所あるわけですが、やはり適正に管理していくというのが一つ大きな課題でございます。



それから、ダムの堆砂、これは淀川水系のダムの堆砂状況のグラフでございますが、計画というのが赤のライン、それに対しまして現在の状況がその左のブルーのラインといいますか棒グラフになってございまして、計画に対して、どのダムについてもほぼその計画を超えた堆砂を既に起こしているという状況がございます。

最後に、維持管理の施設の増大、施設自体がどんどんふえてきておりまして、それが老朽化している中で、維持管理費が最近ふえてきておりますので、これも今後の大きな課題と、こういうことでございます。

すいません、少し長くなってしまいましたが、以上でございます。

### ○宮本委員長

どうもありがとうございました。

今、河川管理者の方が考えているというか課題だと思っている現状の課題についてご説明がございました。流域委員会の方も当然、今まで河川管理者と現状の課題を共有していこうということをやっと続けてきたわけでございますので、かなり共有はされていると思うのですが、継続委員の中から、あくまで個人的なことではございますけれども、今の課題に対して私の方ではこういうふうなことも課題だよと思っていましたよとか、あるいはその辺については同じ共有ですよということも1人やってもらった方が議論がうまくいくのかなという気がいたしまして川上さんの方をお願いしてあります。時間は余りございませんけれども、15分か20分程度で今の河川の現状と課題に対して、継続委員としてどのように思っていたかというようなことをざっとご説明していただいから、もし時間があればまた質疑応答したいと思いますので。

では、川上委員お願いいたします。

### ○川上委員

川上でございます。18日の運営会議で、「あんた3期も委員務めているんだからちょっと現状と課題について話をしたらどうか」と申しつかりまして、急遽、忙しい中できょうパワーポイントをつくってまいりましたのでお話ししたいと思います。

委員長が今説明されましたように、これは私一個人の認識でございまして、委員会を代表して発表するものではございません。委員会の委員の方々の合意を得ておりません。また、きのう発表されました原案の内容を踏まえて作成したものでもないということをあらかじめお断りさせていただきます。座らせていただきます。

この発表の現状と課題の考え方でございますけれども、流域社会がどういう状況にあるかということから始まりまして、自然環境、洪水制御、利用、そして生物の生息・生育環境、これは生態系

という言葉を使いますと非常に説明が難しいので、あえて生物生息・生育環境というふうにしております。それに対しまして人の生息環境もあるのではないかとということでこんな言葉を使っております。最後にまた流域社会のあり方に戻るというふうな考え方でパワーポイントを構成しております。

我が国の気候区分といたしまして、太平洋型気候と日本海型気候とが日本列島の上でぶつかるというはざまに位置しまして、アジア・モンスーン気候ということで冬には季節風が大陸の方から吹き寄せてきて雪を運んでくる、一方、夏には南の方から湿った空気が日本列島に入ってくるというふうなことで、非常に複雑な変化に富む気象条件にあります。その結果、非常に明瞭な四季の移り変わりがあります。これは本当に世界的に見ても珍しいほどはっきりとした四季の移り変わりがあるわけです。一方、環太平洋火山帯に位置しまして、そしてなおかつ太平洋プレート、フィリピンプレートが日本列島の下近くで潜り込むというふうな状況にありまして、非常に豊かな水に恵まれている反面、そして美しい自然にも恵まれている反面、風水害、それから地震が多いという状況にあります。また、歴史的に見ると戦に次ぐ戦という長い戦乱期がございました。そういうさまざまな条件の中で我が国独自の非常に繊細な文化が形成されてきたわけです。

きょうの発表の中では、すべての琵琶湖・淀川水系の河川等についてご説明する時間がありませんので、琵琶湖と木津川と2つに絞ってお話をしたいと思います。芭蕉の遺言の中に「ここは東西の巷」と、自分の墓の場所を大津の義仲寺に葬ってほしいという遺言の中にこういう言葉があります。つまり、近江は古代から治世のかなめに位置したところでもあります。大津京など都が置かれたこともあります。しかしながら、近代に入りまして流域社会が大変化をいたしました。人口が激増して流域の都市化がどんどん進む、これは京阪神への通勤圏に位置しているという地理的な条件によるものが大きいと思います。そして、昭和30年代の後半から工場団地の造成、住宅団地、ゴルフ場の激しい開発、こういうふうなことが起こってまいりました。

また、この琵琶湖の流域は構造的な問題を持っております。上下流問題、下流には鹿跳の狭窄部、天ヶ瀬ダムの放流能力の限界、それから宇治川塔の島地点の流下能力の限界、そしてさらに宇治川、淀川の脆弱な堤防というふうな条件が下流にありまして、琵琶湖の流域でも水害が起こる、また、たくさん放流すれば下流でも水害が起こるというふうな条件にあります。一方、下流の都市には琵琶湖の豊かな水を分けなければいけないという安定利水の問題もあります。そして、滋賀県の農家にとりましては、農業用水の確保というのが最優先の課題でありまして、農業用水の利用の率というのは非常に高いものになっております。一方、昨今森林が放置されておまして、雨が降ると一時的に流出する量が非常に増加している、またそれとともに土砂や流木などの流出が起こっている

というふうな傾向にあります。

そして、都市化の進展等によりまして、そのしわ寄せはすべて琵琶湖にやってくるということで、汚水処理施設はかなり充実をしたわけですがけれども、その結果、琵琶湖のBODはかなり削減されました。けれども、反面、難分解性の有機物、COD、これは増加の一途をたどっておりまして、非常に難しい状況にあります。工場排水やゴルフ場排水や農業排水もすべて琵琶湖に入ってくるというふうなことであります。そして、起こっている現象というのは、底層や深層の貧酸素状態というふうなものが起こっておりまして、生物の生息等に影響が出てきているという傾向があります。

1972年から1992年まで、当初20年の予定で実施された琵琶湖総合開発事業は、その後5年間延長されまして、結局25年間、約2兆円の費用が投じられて大開発が行われました。つまり、この大開発は琵琶湖をダム化したものであります。そして今、環境、治水、利用の面でさまざまな悪影響が出てきております。そこで、瀬田川の洗堰の操作の見直しをしなければいけないというふうなことを流域委員会でも提言してきたところであります。

さて、一方、この琵琶湖に入ってくる120余りの河川もさまざまな課題を抱えております。その典型的な例は高時川であります。河道内に土砂が大変堆積いたしまして、天井川の状態が続いております。また、河道内樹木が繁茂いたしまして、それが放置されておりまして、洪水の流下阻害を起こす原因となっております。この河道内に樹木が繁茂している、そしてそれが処理できない原因の一つは、堤外民地があって畑等で利用されている、そういうふうな状況も背景にはございます。そして脆弱な堤防、洪水が起こるたびに堤防から漏水が起こる、越水や破堤のおそれがあるという状況があります。一方、高時川頭首工等によりまして過度の取水が行われておりまして瀬切れが起こっております。

その状況をちょっと写真で見させていただきます。これが高時川の頭首工で、高時川の水が全量取水されている状況であります。このように取水された水は農業用水に送られております。次が河道内に繁茂する樹林、そして瀬切れの状態であります。これらの高時川が抱えている課題をすべてダムで解決しようとしているようではありますが、河川管理の基本的な問題を放置して課題の解決をすべてダム建設に依存するのは本末転倒ではないかというふうに私は認識しております。「ダムは、考え得るすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民の社会的合意が得られた場合にのみ建設する」と流域委員会は提言で提案しております。

このさまざまな難しい課題を抱えた琵琶湖再生に向けては、理念を転換する必要があると思つて

おります。力づく、科学技術で自然を押さえ込むこれまでの進め方をやめて、川が川をつくるのを  
おずおずと見守り手伝う順応的対応、そして科学技術ではわからないことはやらないという予防原  
則、これを適用することが人類の英知なのではないかと、そして住民のために住民とともに考え取  
り組む琵琶湖再生へ河川行政をシフトしてもらいたいというふうに思っております。

次に木津川でございますが、河川環境、治水、利水にわたって課題がございます。まず河川環境  
ですけれども、木津川の上流域は非常に豊かな生物の生息環境があります。オオタカ等の猛禽類や  
オオサンショウウオも大変たくさんすんでおります。上流域の里山の大開発が1960年代から始まり  
まして、住宅や工場やゴルフ場や産廃の処分場もあります。そして、昭和40年ごろから始まった木  
津川の上流ダム群、木津川上流にはダムが合計5つありますけれども、このことによりまして流量  
の平準化ですとか水位変動の減少とか、また土砂供給不足による河床のアーマー化などが起こって  
おりまして、生物の生息環境に影響を与えております。また、堰やダムによる生物遡上・降下の阻  
害の状況もあります。

昨今では、建設用の土砂ですとか、あるいは伊賀焼・信楽焼等の陶土の採取が非常に激しく行わ  
れておりまして、山林が非常に荒れております。そして、森林の管理も非常に深刻な状況にありま  
す。水質におきましては、木津川はもう上流から汚染しておりまして、下流に行くほどきれいにな  
るといふような逆転状況にあります。その原因は、伊賀市上野地区の生活排水の処理が全く行われ  
ていないという状況が原因であります。ダムの水質にも、先ほどご説明があったように問題があり  
ます。また、中下流域では、お茶の産地でございますので茶畑からの窒素分の流出で木津川が汚染  
されております。

治水面では、これまでの木津川流域の災害の多くは土砂災害であるというふうなことが言えます。  
岩倉峡狭窄部の上流に水害の常襲地域がありまして、昭和40年ごろから上野遊水池の整備計画、そ  
して今は川上ダムの事業を計画中であります。狭窄部を開削してほしいという要望は、江戸時代か  
ら明治時代を通じて地域の住民から要望されてきましたけれども、狭窄部を開削すると下流が危な  
いということで、これがなかなか行われてまいりませんでした。下流域には長大な砂堤防が築かれ  
ておりまして、今、浸透対策や洗掘対策が懸命に行われているところであります。そして、一番末  
端の三川合流地域の手前では河床低下が起こっておりまして、木津川の御幸橋がかけかえられてい  
るといふような状況にあります。

利水面では、河川維持流量は確かに確保されております。この維持流量の中身は水利権水量と環  
境流量でありますけれども、農業用水の取水量の管理が非常にずさんであるということがわかりま  
した。私は、最近まで3年間、三重大学の大学院の農業土木にありまして、大学院の修士論文を書

くのくに木津川筋の農業用水の取水堰、十余りのその取水の状況を自分で電磁流量計を持っていってはかりましたけれども、非常にずさんなほったらかしの管理でたくさんのお水をとっております。それを放置したまま川上ダムの利水計画を進めるのはどうかという疑問を持っております。

総論的な話でございますが、新たな川づくりを目指す基本的な考え方として、これまでの上流の自然や地域社会を犠牲に。

○宮本委員長

ちょっと川上さん。

○川上委員

はい。

○宮本委員長

あくまでも現状の課題ですから、余り基本的な理念だとか言うと、またこれ突っ込み過ぎになりますので。

○川上委員

ああ、そうですね。済みません。

上下流バランスということでございますけれども、上流の自然や地域社会を犠牲にして下流住民の生命財産を保護するというアンバランスな政策から、流域全体の、人を含む生物の環境を最優先にする河川行政に転換してほしいなと思っております。最大と最小しか重視しなかった河川行政から、ふだんの川も重視した河川管理に転換してほしいと思っております。そういうことによって初めて、流域の本来の治水のあり方、利水のあり方、環境のあり方、流域住民の暮らしが検討できるのではないかというふうに考えております。

余り時間をとりましてもあれですので、この辺で終わりたいと思います。

○宮本委員長

ありがとうございました。本当は物すごく大事なことがあと残っているんですけども、きょうはあくまでも現状と課題をということでしたので、これはまたこれからの議論の中でぜひ紹介していただきたいと思っております。

今、河川管理者の方と川上委員の方から、それぞれ現状と課題について今思われているようなことがございました。この中身についての質疑応答ということもしたいんですけども、これは次回の委員会のときまでに、きょうの発表に対して質疑、あるいは自分の課題と思っていることはこういうことだというのがありましたら、庶務の方に出していただきたいというふうに思います。若干まだ時間がございますので、文書で出してもらってはそれで結構なんですけれども、今のそれぞれ

の現状と課題の認識について、とりあえず今ここで言うておきたいというふうなことがありましたらお願いしたいと思います。

○本多委員

本多です。今回、新しい原案の中に課題の中で追加されたのに「人と川との繋がり」というものがあつたと思います。これを読ませていただきますと、昔はこうだったけど今はだんだん人がかわらなくなつたとか薄らいできたとかいうふうに書かれていると思います。

実はそれだけではないと思うんです。逆に、違ふかかわり方を持ってきたために課題が生まれてきている、例えば釣りも、昔やっている釣りのスタイルではなくて今みたいなルアーや何やという課題の中で、例えばブラックバスとかそういう外来種が人間の手によって入れられてしまう。また、4WDなんかで川の中を走り回るといふような、逆に、つながりが薄らいだだけではなくて、違ふつながりが、例えばジェットスキーもそうかもしれませんけれども、そういうことによつて課題が新たに生れているというものもあるのではないかと、その辺の薄らいだことだけではない逆のかかわりが問題を起こしているということも、ここに書いていただくといふのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○宮本委員長

どうぞ。

○水野委員

魚類の方の水野です。生き物に対してどのように思っているのかということの住民の気持ちの変化というものの資料はないのかということで、現状課題なんですけれども、いっぱい書いていただきたいのですけれども、例えば社会調査、総務省で行っている社会調査などで、この河川についてこう思っているとか外来生物についてこう思っているということは、最近のアンケートなどで出されておりますけれども。

特に生き物の方で判断するためには、外来生物に対してどのぐらい悪いと思っているのかとかいうことは、その住民意識はなかなかとらえにくいところでもありますので、それ以外に関しても、例えば生き物が減ってしまったとか、そういう社会調査とか住民意識についての資料やデータというものは、この中で少しは提示されないのかということをお伺いしたいのですけれども。

○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

淀川の吉田です。川に対するいろんな認識というんでしょうか、感じているところも含めて、あ

るいは先ほどありました水害なり被害なりということについてはこれまでも私どもがいろいろ取り組んできているんですが、そういう意味では、川の生物に対して住民の方々がどう感じているかということについて、これまでそういうアンケートは残念ながら取り組んできていないということなんですけれども、もしほかの機関等がそういう調査をされていて、そういうデータ等をもし御存じでしたらそれをご提示いただきたいですし、逆にこれからでもそういう取り組みが必要ということであれば、もちろん整備計画、これからもどんどん進化していくものになっていくわけですから、今後のことについての意見ということでもぜひお願いできればと思いますが。

○宮本委員長

よろしいですか。

○水野委員

はい。

○宮本委員長

現状の課題については、これはまた原案の説明の中で当然、現状の課題を説明しながら対策を出していかれると思いますので、これはまた繰り返し議論する機会があろうと思います。先ほど申し上げましたけれども、今のご両人のプレゼンテーションに対する質問とか意見、自分の思いというようなものは次回の委員会までにそれぞれ委員の方々、それからできましたらきょうの傍聴の住民の方々も含めて出していただければと思います。

いつごろまでに出してもらったらいいですかね。次は5日ですよ、委員会は。余り日がないんだけど、3日ぐらいまでですか。それでは、3日までに出来る方は出していただきたいと。

はい、どうぞ。

○川上委員

私の発表に関しては皆様に資料をお配りしておりません。もし要求される方は庶務の方にご連絡をいただければ配付していただけるようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。先ほどの本多委員からのご意見にすべて答えられるわけではないですが、例えば利用という点ではこちらでも課題という形で、モトクロスは入ってなかったかもしれませんが、バイクですとかラジコンですとか、そういった利用面での課題ということでは書かせていただいております。どうリンクするかということにもなるかもしれません。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、本当はもう少しこれをやりたいんですけども、時間は7時半までということで一般傍聴の方のご意見もお聞きしないとイケませんので。

議事の内容はもうなかったですね。いいですよ。1点あるの。それならちょっと庶務の方からお願いします。

#### 5) その他

##### ○庶務 (日本能率協会総研 近藤)

5) の「その他」ということで1点だけご報告でございます。淀川水系流域委員会のホームページを、皆さん御存じかもしれませんが、この回からリニューアルいたしました。運営会議の方では詳細にご報告はしておったのですけれども、一応委員会の方にも、事後になります、リニューアルいたしましたので。大分見やすくなったかと思っておりますので、よろしく願いいたします。一応ご報告です。

##### ○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

##### ○本多委員

ちょっとその他のところで1つ。今から傍聴者の意見を聞くと思うんですけども、どのように聞くのが効果的かということを経営会議でも諮っていただきたいと思うんですね。今も実は「その他」の前に傍聴者の発言が入っているのがきょうの議事次第なんです。果たして我々が何のために聞いているかというのは、やはり委員会としても住民の意見を反映していきたいという思いもあって聞いているわけで、決して聞き置くためでもないわけですから、例えば同じ聞くのであっても、最初に聞いた方がいいのか、中で聞いた方がいいのか、審議の直後に聞いた方がいいのかということもあろうかと思っております。プログラムのどの辺でそれを聞いた方がいいのかというのを、これから発言される皆さんの要望もあわせて言っていたらいいかもしれませんが、運営会議の中で議事次第を考えられるときに、少し効果的な聞き方という順番を考えていただけたらと思います。

以上です。

##### ○宮本委員長

それは柔軟に考えたいというふうに思います。

#### 4. 一般傍聴者からの意見聴取

##### ○宮本委員長

それでは、一般傍聴の方のご意見を伺いたいと思います。挙手でお願いいたします。そちら2名、3名ですね。こちら1人。では、6名ですね。それでは人数の少ない方、こちらからいきましょう



か。どうぞ。

○傍聴者（酒井）

京都桂川流域住民の酒井でございます。事前提出で資料と意見を出しています。このことについて、申し上げたいのですが、発言時間も制限されています。ひとつは、運営会議については今も発言がありましたように傍聴はできると、理解しました。もう1つは現場視察をやられています。ちょっと私の聞き違いかも知れませんが、一般住民も参加可能であると聞き取れたのですが、間違いありませんか。もう1つは、河川整備基本方針と整備計画原案にずれがあります。今後の審議にもなると思います。宇治喜撰山ダム（関電）の視察を加えてほしいと事前に意見を出しています。その2点です。

それから、最後に提出しましたが、河田先生がおられるので恐縮ですが、9月1日は、一斉に、防災の日ということであらゆる防災について全国的に取り組み、国を挙げてやられると思います。津波の関係については、今も説明を聞いておったわけですが、ごく僅かしか説明をされておられません。基本方針も整備計画原案についても少ないと思います。

近畿整備局で津波の検討委員会が過去3回やられています。ここにも書いていますが、その議事録が既にでき上がっておると思います。これを是非、提出して下さい。河田先生の提案と3人の委員が具体的かつ、細かい意見が議論されています。それをぜひ次回の委員会に出していただいて、実際に今回の津波が、住民に対して行政が説明責任を果たしたのどうか、国土交通省が一体何をやったのか、どういう対応をしたのか、どこがどうなったのか、何cmの津波があつて、どういう被害想定があつてどういう指示を出したのか、これは国民の生命財産を守る基本であります。これがなされてない、これはどういうことなのか、わかる範囲で今日、答えて下さい。

あともう1点、「川の全国シンポジウム」が徳島でありました。資料、意見として出しています。この意見の方を宣言の方ではなくて、意見書を河川管理者はどういうふうにとらえておられるのか、今日、お答え願いたい。あとは読んで下さい。以上でございます。終わります。

○宮本委員長

今の津波の総合検討の話とか、それから川のシンポジウムについては、今答えろということですが、ちょっとこれは河川管理者の方も用意されてないと思うし、どういう中身なのかもちょっとわかりませんので、それについてはまた委員会の方で検討させてもらってどう対応するか決めたいと思います。

それからもう1点だけ、現地視察についてですが、一般住民の方も、この前決まったのは参加はどうぞ自由に来てくださいと、行程は全部公表していますから。しかし、一般住民の方に、例え

ば車の手配をすとか一緒にバスに乗ってもらうということはできませんので、それぞれの自助努力でその現場に来られるということはまるっきり問題ないことですのでということでございます。

今の津波の話、何かございますか、河田先生。

○河田委員

いいえ。

○宮本委員長

では、次。佐川さん。

○傍聴者（佐川）

高槻市の佐川と申します。きょう傍聴していて、審議スケジュールなんですが、河川管理者が提示している予定そのものが余りにも乱暴だと思います。それを、9月だけでも5回もやるということを知覚された委員の方のお気持ちは理解しますが、それにしても、それをそのまま受け入れる委員会の姿勢そのものを私は疑問に感じます。ということは、この河川整備計画というのは今後20年から30年にわたって実施する計画だというふうに位置づけられているわけですね。そんなものをこんな短時間で審議して決めてしまうというスケジュールを組むこと自体が先ほども申し上げたとおり乱暴過ぎます。こんなことは考えられません。

ちなみに、9月の予定で、これは5回ありますね。先ほどの河川管理者の説明によると、説明に15時間を要するというふうに言われてました。そうすると、この59回から63回の委員会は、ほかの審議なしで委員会を始めたらず説明していただくとして、それぞれの委員会は3時間ずつですから、63回までほかのこと一切なしの説明だけで15時間たってしまうんですね。それで、実際問題としてそんなことあり得ませんから、結局10月も同じペースでやったとしても、うっかりしたら10月いっぱい近くまで説明だけで、説明をお聞きするだけで時間がたってしまうと。それで今度、逆に、しりを12月中というふうに押さえるとすると、恐らく流域委員会としての意見書を作成するのに最低でも1カ月は見ないといかんと思います。そうすると実質審議は11月1カ月あるかなし、こんなことで向こう20年から30年の計画を決めてしまうなんていうのは、どう考えたって納得いきません。このスケジュールを根本的に見直していただきたいです。

以上です。

○宮本委員長

ちょっとだけ言うておきますと、非常に厳しいことは先ほどの審議を聞いてもらってもわかると思うんです。それでも委員も河川管理者も含めてすごく負担なんですよ。だけど、とにかく動き出して、やろうということなんですよね。ただし、集中してやってもそれが決して乱暴にならないよ

うにフォローしながら、とにかく動き出していこうと、問題点があったら変えていこうというふう  
に思っているわけです。そして、なおかつ河川管理者の方から説明責任が不十分であった場合には、  
決してそこでストップするとか見切り発車しないということをおっしゃっているわけですから、と  
にかくこれで動き出すということをご理解いただきたいというふうに思います。

次、お願いします。浅野さん。

○傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。きょう、「参考資料1別紙774」、ここに私が意見書を出  
してありまして、「『基本高水のペテン師組（あるいは無知団）』＝確率統計学における河川局の  
煩悶＝」と題して、確率を使って基本高水を選定する現在の手法について、学問的に確率論そのも  
のから批判しております。

これは、今二、三年、「河川分科会河川整備基本方針検討小委員会」が精力的に開かれて、全国  
の一級河川で約60ほどの河川整備基本方針を決めてきております。この中で、多くの河川で治水の  
目標数値ともいべき「基本高水ピーク流量」をもとの工事実施基本計画の数値をほとんどそのま  
ま踏襲するような決め方をしております。これについて、いわゆる「確率計算の定理」からいいま  
すと、ここに下半の部分にありますように、基本高水選定の手順で現在のほとんどの手法は以下の  
ようにされているということで、①から次のページの一番上⑤までの手順が使われております。こ  
の詳しいことは、またこのまま読んでいただくとわかんと思いますが、こういう手順で「計画雨量  
に引き伸ばされた棄却外のハイレトグラフ」を使って流出分析を行い、一級河川の多くで貯留関数  
法が用いられて、これによりハイドログラフが描かれピーク流量が出てくるわけですが、そのピー  
ク流量群の最大流量値をもって基本高水流量としていつてしまっているのがほとんどです。

これは確率論の上から完全に間違ったことをしているわけなんです。そういう計画雨量を求める  
こと、これを事象Aとします。それから、基本高水流量を求める、これを事象Bとします。

○宮本委員長

ちょっと済みません、浅野さん。それ、今は基本方針とかの議論だと思うんですね。

○傍聴者（浅野）

いや、これから、この淀川の。

○宮本委員長

わかるんですけど、基本方針の議論は今まだやってないし、これから出てくるかもしれませんし  
出てこないかもかもしれません。ですから、もしそういう中身の基本方針の決め方の議論であれば、  
きょうのタイミングではなしにそのときに言ってもらった方がいいと思いますし、文書を出してもら

っているわけですから、それは事前にみんなで読んでおきたいと思います。

○傍聴者（浅野）

いや、これをきょうの意見として、つまりきょう出されている原案に対して私はこれから言おうとしているわけです。

○宮本委員長

申しわけないけど、原案の議論はまだきょうやってないんですよ。これから原案の議論をするわけですから、できたらそのタイミングで言ってもらった方がより効果的だと思いますし、申しわけないけども、まだ意見を言いたい方がおられますので、もしなんだったら一言言ってもらったらいと思いますけれども。

○傍聴者（浅野）

つまり、こういう基本高水の手順を使って「確実に確率論から外れたことをしていること」が現在の河川局のやり方なので、これをやはり今後、治水の問題なんかを検討していくときにはっきりさせて、そして間違っているのだったら間違っているということを認識していただいて議論を進めてもらいたい、そういうことです。

○宮本委員長

わかりました。

次、お願いします。

○傍聴者（藪田）

宇治・世界遺産を守る会の藪田と申します。宇治から来ました。きょう私は非常に怒りを感じています。委員会に2つお願いしたいと思うんですけど、まずこのええかげんな河川整備計画原案、これを河川管理者に突き返してまともな原案を出させてから審議に入ってもらいたいと思うんです。なぜそういうことを言うかといいますと、原案の62ページ図4.3.3.-4を見てほしいんです。塔の島地区というのは瀬田川なんですか。宇治川でしょう。河川の名前を間違えるというようなことはあってはならないと思うんです。これは河川管理者においていかにずさんな検討が行われているのか、また緊張感を欠いた状態にあるかということを示していると、このように私は思うんです。

宇治川に関して言うならば、この四、五年の流域委員会の審議とか、あるいは地域住民、市観光協会、商工会議所などがいろんな意見を出しています。これを踏まえていない、それから説明責任を果たしておらず結論だけを押しつける、こういう内容になっているということで、本当にこの地域をばかにしているのかという怒りを感じます。例えば天ヶ瀬ダムの再開発は、既存の施設活用を検討する調査を行っているんですけども、その調査検討は、引き延ばして時間かせぎをして結果

をこの委員会には知らせない、こういうことで来ました。そして当初計画どおりのトンネル方式を出している。

それからもう1つは、2つの世界遺産と宇治川が一体となった宇治のシンボル景観である塔の島地区の河川整備、ここは100億円近いお金をつぎ込んで、わざわざ川を埋め立てて流下能力を低下させて宇治川の環境と景観を破壊してきました。私たちは、この反省が必要だと、そうしないときちっとした次の審議はできないですよというぐあいには言ってきたんですが、そういうものが見えない。そして、塔の島地区の河道整備は一部完了したというぐあいに図4.4.3-3で示されています。これは今までの提示になかったものです。これは委員会とか地元の知らないうちに工事をやったのかということで、信義則に反するものだというぐあいには私は非常に怒りを感じています。ですから、こういうええかげんなものはまず撤回して、きちっと直してもう一遍提出させる、このことが必要だと思います。

もう1点だけお願いしたいのは、宇治川の河川整備について集中的に十分に審議してほしいということです。というのは、残念ながら第2期委員会では河川管理者が調査・検討あるいは方針提示を引き延ばしたということではほとんど審議・検討ができてません。いろんな話がありますが、宇治川の解決なくして琵琶湖・瀬田川・淀川という水系の解決はないと。これはお互いに理解できると思うんです。ですから、私たちは宇治川の代表を委員に推したんですが、委員から外されました。ですから、第3期委員会ではやはり地域の意見も聞いて、そして河川管理者にしっかり説明責任を果たさせてしっかり審議してもらいたい、この2点をお願いします。

#### ○宮本委員長

はい、わかりました。

次、こちらの方で。前からいきましょうか。

#### ○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。まず言わせていただきたいのは、河川管理者は基礎案を平成16年5月8日に発表しています。それから後、流域委員会の議論は2年半以上継続されていたわけです。その内容が十分にこの原案に反映されていますか。何よりも、確かに、この原案の中には基礎案の文面をまねた、連ねたものが書かれています。確かに器は似ているかもしれませんが、中身が入ってないんです。この流域委員会は、改正河川法に基づく新たな川づくりを目指して始まったものです。河川管理者自身もそれを目指していたのではないんですか。この原案の中には、新たな川づくりを目指すというその考え方がこもっていないんです。第3期の流域委員会の皆様をお願いします。この原案は、今までの流域委員会の議論を、6年間の議論を無に帰すものです。これからの審議はゼロか

らの出発と覚悟を決めて臨んでいただきたいと思います。

ありがとうございました。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

では、次、お願いします。

○傍聴者（今本）

京都市から来ました今本です。きょう傍聴席からこの委員会を眺めていまして、非常にだるい感じがしました。私自身もこれまでそういう委員会をしてきたのかなという反省を込めてですけども、もう少し緊張感を持ってやってもらいたい。つまり、委員の皆さんがいろいろと発言されているのを傍聴席からは一言一句聞き逃すまいと、あなた方を評価しながら、まな板に載せながら聞いているのです。もう少し緊張感を持ってやってもらいたい、これが1つです。

それと欠席議員についていろんなことが言われていましたけど、私は欠席するのはやむを得ないと思います。その場合にここでビデオを撮っているわけですから、その当日の資料とビデオはその日中に送れるはずですよ。ぜひ欠席の委員、これを見てもらうようにされてはいかがでしょうか。

次に、河川管理者に苦言を呈したい。昨日、整備計画原案が発表されました。早速読んでみましたが、端的に言って非常に出来が悪いです。整備基本方針と比べまして、私は基本方針にも随分不満があるんですけども、基本方針はそれなりの論理性を持っています。ところが、この整備計画は非常に不誠実です。また、論理性も欠いています。基本方針に比べると、まるで田舎の芝居を見ているようです。この淀川がいつの間にそんな田舎になってしまったのでしょうか。あなた方は、この淀川を管理する限り世界の河川にするんだという生きがいを持ってもらいたい、それがこの整備計画原案には欠けております。非常に不誠実です。論理性もありません。これからそれをきちんと議論していくんですけども、私はこの整備計画原案について河川管理者は大いに反省していただきたいと思います。

それと委員会への注文ですが、今後恐らく説明を聞いて審議をして意見を出して、その意見がどのように反映されたかをチェックするところまでやるんだろうと思います。12月は単なる河川管理者の希望です。河川管理者は、例えばこの原案をつくるためにそのバックグラウンドの資料をたくさん持っているはずですよ。それがなぜきょう出せないのですか。こういう原案だけではなく、バックグラウンドのデータを示してもいいはずですよ。ところが、それがまだできていないと言う。バックグラウンドのデータもなしにこの原案をつくったのですか。そういうまやかしはやめてもらいたい。あるものはすべて出してもらいたい、あるいはあなた方、得意の休止をしているのですか、仕

事を。もっとまじめに仕事をしてもらいたい。給料をもらっているんですから休止はあり得ないはずです。

いずれにしても、こんなやり方で、こんなだるいやり方でこれまで審議してきた考え方、先ほどの川上さんの考え方も聞いて、ああ一個人としての考え方だなと思って、私自身はまた全く違った淀川の課題というものをとらえておりますが、人それぞれに違う、これはもう当たり前のことでしょう。しかし、今回の委員の方もぜひ個人個人でやってもらいたい、忙しいから休んだからといって、逃げ口上にしないでもらいたい。ビデオを見てすぐフォローしていただきたい。次回からの審議を期待しております。

以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

では、次、最後の方をお願いします。

○傍聴者（増田）

最後ですけれども、今いろいろ言われたんですけれども、私もちょっとかぶりますが一言言わせていただきます。大阪箕面の市会議員の増田京子です。きょうの一番最初のこの議論、今、今本さんはたるとおっしゃいましたけれども、本当にこの9月に5回も委員会をするということは、私は最初、委員会の方からこれだけの説明が要るというので、それでこういう15時間という時間になったのかなというふうにこの資料を見たときは思っていたんですけれども、議論を聞いていたらそうではないと。そうしますと、私も応募した一人なんですよね、そのときは月やはり一、二回という説明だったと思うんです。それが何でこういうふうにして変わったかという説明が不十分だったと思います。その辺をもうちょっとしっかりと聞いていただきたいかった。

ただ、だけれども、本来この原案を議論するにはそれだけの時間が初めから必要だったと思うんです。それがなぜ応募するときにそういうことが示されなかったのか、これは一つの契約違反ではないかと思うので、その辺をきっちりともうちょっと、本当にこれから説明責任と言われるのであれば、まずその、なぜ変わったかというところの説明をしっかりと果たしていただきたいと思っています。ただ、そういう中でも委員の皆さんがこういうタイトな中でやっていくと言われますので、私もできる限りこの傍聴には駆けつけてきたいと思っています。ですが、今もちょっとありましたけど、説明に時間をかけるのではなくて、十分な議論に時間をかけていただきたいと思っています。それが1点。

それから、昨日この発表をされて、私も今ここにきて初めてきょうのこの原案を見せていただい

たんですけども、新聞報道では大戸川のことは盛んに報道されておりますけれども、余野川ダム  
のことは余り報道されておりました。そして、報道資料の中にも余野川ダムのことが余り書  
かれてないんですけども、きょう原案を見ましたら、余野川ダムに関しても「治水安全度につ  
いての他の支川とのバランスをふまえ、実施時期を検討する」と言って、これは大幅に変わっ  
ていますよね。今、細川さんが、魂が入ってないと言われましたけれども、「当面実施せず」とい  
う文言ではなくて「実施時期を検討する」になっています。原案に検討すると書いてあることは30年  
以内に検討すると読めるんですね。これは大きな大きな変化です。マスコミの皆さんも、ぜひこの  
辺もきっちりと取り上げていただきたいと思います。そして、今、基本方針に触れるか触れないか  
わからないと委員長がおっしゃいましたけれども、こうやって書かれている以上はやはり基本方針  
にも触れていただきたい、そういう議論をしていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

#### ○宮本委員長

はい、ありがとうございました。以上ですよね。

非常に厳しいいろんなご意見を言っていただきましたので、河川管理者も委員も本当にそれを真  
摯に受けてやっていきたいと思えます。これはもう一度確認しておきますけれども、この流域委員  
会は、決してこの24人の流域委員会の委員だけでやるのではなしに、周りで見ておられる住民の方  
だとか、あるいはマスコミの方も含めて、そういった方々の引っ張りとお押しで進んでいくものだ  
と思っていますので、その覚悟で進めたいと思えます。

一般傍聴の住民の方々をお願いしたいのは、恐らく河川管理者は住民の方々に対して意見を求め  
られると思えます。それはそれで出していただきたいのですけれども、この流域委員会に対しても、  
それぞれ流域の住民の皆様方が直接委員会に対して、こういうところがわからない、こういうと  
ころがおかしい、こういうところを審議してほしいということをぜひ出していただきたいと思えます。  
我々は、そういうことは必ず真摯に受けとめて、この議論の場に出していききたいというふうに思  
いますので、ぜひその辺はよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、時間が若干超過いたしましたけれども、これで委員会は終わりたいと思えます。それ  
では、庶務、お願いします。

#### 5. その他

##### 1) 今後の委員会スケジュール

#### ○庶務（日本能率協会総研 近藤）

最後ですけども、今後の委員会スケジュールということでその他資料をお配りしております。



31日と3日に現地視察を予定しております。また、きょうの委員会も出ておりましたけども、9月5日、11日、19日、26日と委員会の予定がございます。なお、19日は2回予定しております。委員会のスケジュールは以上でございます。

#### 6. 閉会

##### ○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、これをもちまして淀川水系流域委員会第58回委員会を終了いたします。ありがとうございました。

[午後 7時44分 閉会]